



浅口市総合計画

「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」

岡山県浅口市

はじめに



平成18年3月21日、金光町・鴨方町・寄島町が合併し、浅口市が誕生してから1年が経過しました。このたび、本市の今後10年間のまちづくりの指針となる浅口市最初の総合計画を策定しました。

歴史の重みをもつ「浅口」の名を継承する本市には、先人たちから受け継いだ歴史・文化・自然を守り、地域の均衡ある発展と一体感の早期醸成を図るまちづくりが求められています。そして、社会経済情勢が大きく変化する中、地方分権、少子高齢

化、地域間競争、高度情報化、厳しい財政状況など様々な諸情勢への適切な対応が必要となっています。

この総合計画は、合併にあたり策定された新市建設計画を踏まえ、新たな市政の目標とその実現に向けた方策を示す指針となるもので、本市の最上位計画として位置づけられるものです。「あふれる活力」「安全・安心」「思いやり」「みんなが主役」をまちづくりと行政運営の基本理念として、地域の特性を踏まえた本市の将来像を「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」と定め、平成19年度を初年度とし平成28年度を目指し各種施策に取り組んでまいります。

市民と行政の協働により、将来像の示す明るく住みよい元気な浅口市を実現するために、本計画の推進に皆様のご理解、ご協力、そして積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご審議を賜りました市議会、総合計画審議会の皆様並びに関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

浅口市長 田 主 智 彦

目次

第1部 総論

第1章 はじめに	3
1 計画策定の目的	3
2 計画立案の視点	3
3 計画の構成と期間	4
第2章 浅口市の地域特性	5
1 位置的・自然的特性	5
2 歴史的・文化的特性	6
3 社会的・経済的特性	6
（1）人口・世帯	6
（2）産業	8
（3）通勤・通学	9
（4）道路・交通体系	10
（5）土地利用	11
4 アンケート結果の概要	11
第3章 本市を取り巻く諸情勢と課題	14
1 地方分権の推進	14
2 少子高齢化の進行	14
3 地域間競争時代への対応	14
4 高度情報化の進展	14
5 厳しい財政状況への対応	15
6 安全・安心のまちづくり	15

第2部 基本構想

第1章 まちづくり・行政運営の方針	19
1 まちづくり・行政運営の理念	19
2 まちづくり・行政運営の基本方向	20
3 将来像	20
第2章 土地利用構想	21
1 都市構造とまちづくり	21
2 地域別整備と土地利用	22
第3章 主要指標の目標	24
第4章 施策の大綱	26
1 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち（都市基盤）	27
2 資源を活かし、活力を育てる産業のまち（産業）	27
3 安全・安心、ゆとりある生活のまち（生活環境）	28
4 自然、環境が大切にされ、活かされるまち（自然と環境）	28
5 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち（保健・医療・福祉）	29
6 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち（教育・文化）	29
7 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち（市民と自治）	30
8 効率的で機動的な行財政の運営（行財政運営）	30

第3部 基本計画

第1章 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち	33
1 地域の中心となる拠点の整備	33
2 広域・地域間交流を担う道路網の整備	35
3 計画的な土地利用の推進	37
4 情報化の推進	38
5 公共交通体系の充実	39
第2章 資源を活かし、活力を育てる産業のまち	40
1 活力ある商工業の振興	40
2 地域の特性を活かした農林漁業の振興	42
3 魅力ある観光の振興	45
第3章 安全・安心、ゆとりある生活のまち	46
1 安全を確保する防災体制の整備	46
2 治水・治山等防災対策の推進	48
3 地域安全対策の推進	50
4 ゆとりある住環境の形成	52
5 上・下水道の整備	54
第4章 自然、環境が大切にされ、活かされるまち	56
1 豊かな自然環境の保全	56
2 資源を大切に作る社会の形成	58
第5章 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち	60
1 生きいきと暮らせる保健・医療体制の充実	60
2 支えあう地域福祉の充実	62
3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実	64
4 きめ細やかな障害者福祉の充実	66
5 安心できる子育て支援の推進	68
6 社会保障の充実	70
第6章 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち	72
1 健やかな心を育む学校教育の充実	72
2 豊かな人生を育む生涯学習の充実	74
3 スポーツ活動の振興	76
4 文化の薫る地域の振興	78
5 グローバルな感性を育む国際交流・理解	80
6 人権の尊重・男女共同参画社会の確立	82
第7章 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち	84
1 市民参画の推進	84
2 まちづくりを担う市民組織の充実	86
第8章 効率的で機動的な行財政の運営	88
1 効率的な行政運営	88
2 健全な財政運営の推進	90



第1部 総論

ASAKUCHI
CITY



第1章 はじめに

1 計画策定の目的

浅口市は、平成18年3月21日に浅口郡金光町、鴨方町及び寄島町の3町が合併して誕生しました。

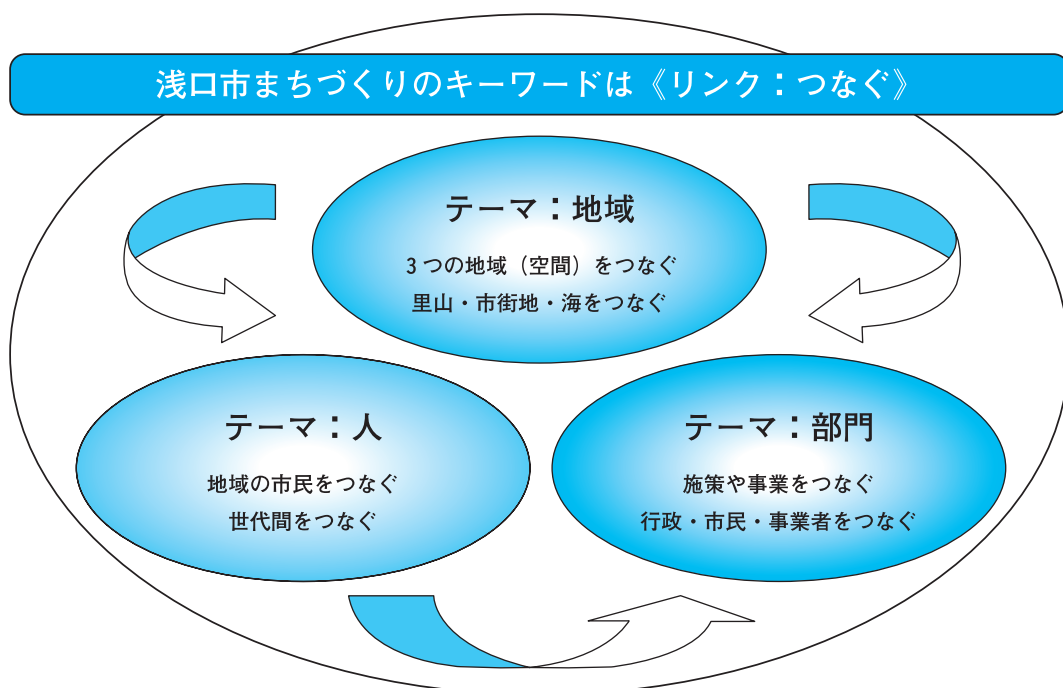
新しく誕生した浅口市では、地域特性、市民要望や社会経済情勢の変化を踏まえ、金光町・鴨方町・寄島町合併協議会によって策定された「新市建設計画」を尊重し、新たな市政の目標とその実現に向けた方策を明確化し、計画的、持続的な行政運営を推進するための指針として、第一次となる総合計画を策定します。

2 計画立案の視点

浅口市は、合併という基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、社会経済情勢が大きく変化する中、地方分権の進展や厳しい財政状況を踏まえた対応が求められています。

そのため、浅口市として、新しい都市像を持ち、市民が共有でき、地域経営戦略の指針となる計画づくりを目指すもので、そのキーワードは「リンク：つなぐ」と考えます。

「つなぐ」とは、旧3町の様々な資質を一体化し、浅口市の共有財産として再認識するとともに、時代の要請や市民ニーズへの対応、更には効率的・効果的な行財政運営の視点も含めて、複合的な施策や事業の展開を図ることを意味しており、「地域」「人」「部門」の3つのテーマのもとに推進していきます。



3 計画の構成と期間

浅口市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

合併協議会において策定された「新市建設計画」では、合併後概ね10カ年の長期的視野に立った新市の発展や施策などの方向性が示されています。そこに掲げられた将来像、基本理念をもとに、本市の将来像とそれを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。

基本構想の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10カ年とします。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策大綱に従い、今後取り組むべき主要な施策・事業を分野ごとに明らかにするものです。

「新市建設計画」の主要施策(事業)などを踏まえたものとし、厳しい財政状況の中にあっても、実効性のある計画を目指し、計画年度や適切な指標、数値目標を設定するものとします。

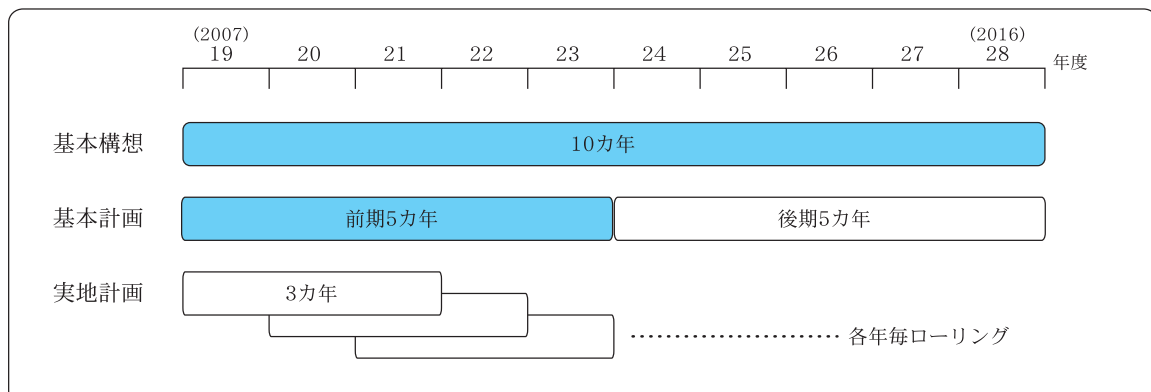
前期基本計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とし、後期基本計画は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

実施計画

基本計画に示された主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成、組織機構、人事計画などの本市の経営方針となるものです。

基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容、財源、時期などを示すものとします。

計画期間は3カ年とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。





第2章 浅口市の地域特性

1 位置的・自然的特性

浅口市は、岡山県の西南部に位置し、30～40km圏域に岡山市や尾道市、10km圏域には倉敷市や笠岡市を有するとともに、瀬戸内海に面した位置にあり、総面積は66.46km²となっています。

市中央部を山陽自動車道や国道2号、JR山陽本線、山陽新幹線などの基幹的な交通軸が通っています。

地勢は北の遙照山系から南の瀬戸内海まで多様であり、気候は瀬戸内特有の温暖小雨で、過ごしやすく、自然条件に恵まれた地域です。

浅口市の位置



(平成18年3月21日現在)

2 歴史的・文化的特性

勅撰史書である「続日本紀」に記されている歴史ある地名「浅口（あさくち）」を継承している本市には、祖先が築き上げてきた歴史と文化が息づいています。

古代からの歴史を語る神功皇后や安倍晴明伝説が残されているほか、鴨方城址や市街地部に残る江戸時代の町並みなどの歴史的建造物、そして地域の歴史と文化を伝える多くの文化遺産が市の貴重な財産として残されています。

また、地域には先人たちから引き継がれてきた多くの貴重な伝統芸能や習慣があります。

市内には、こうした歴史や民俗を学ぶ郷土資料館や歴史民俗資料館、更には生涯学習活動や文化・芸術活動の拠点である図書館などの文化・交流施設が多彩にあり、様々な文化活動や学習などに活用されています。

3 社会的・経済的特性

(1) 人口・世帯

人口については平成17年国勢調査では、市の人口総数37,327人で、平成2年以降減少は続いています。近年その傾向がゆるやかになりつつあります。

年齢階層別にみると、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに減少し、老年人口（65歳以上）が急激に割合を伸ばし、平成17年国勢調査では26.1%を占め、岡山県平均値（22.4%）を4ポイント近く上回っています。

世帯数は着実に増え続けて平成17年国勢調査では12,246世帯となっていますが、一世帯当たり人員は減少を続け、3.05人/世帯となっています。

人口・世帯

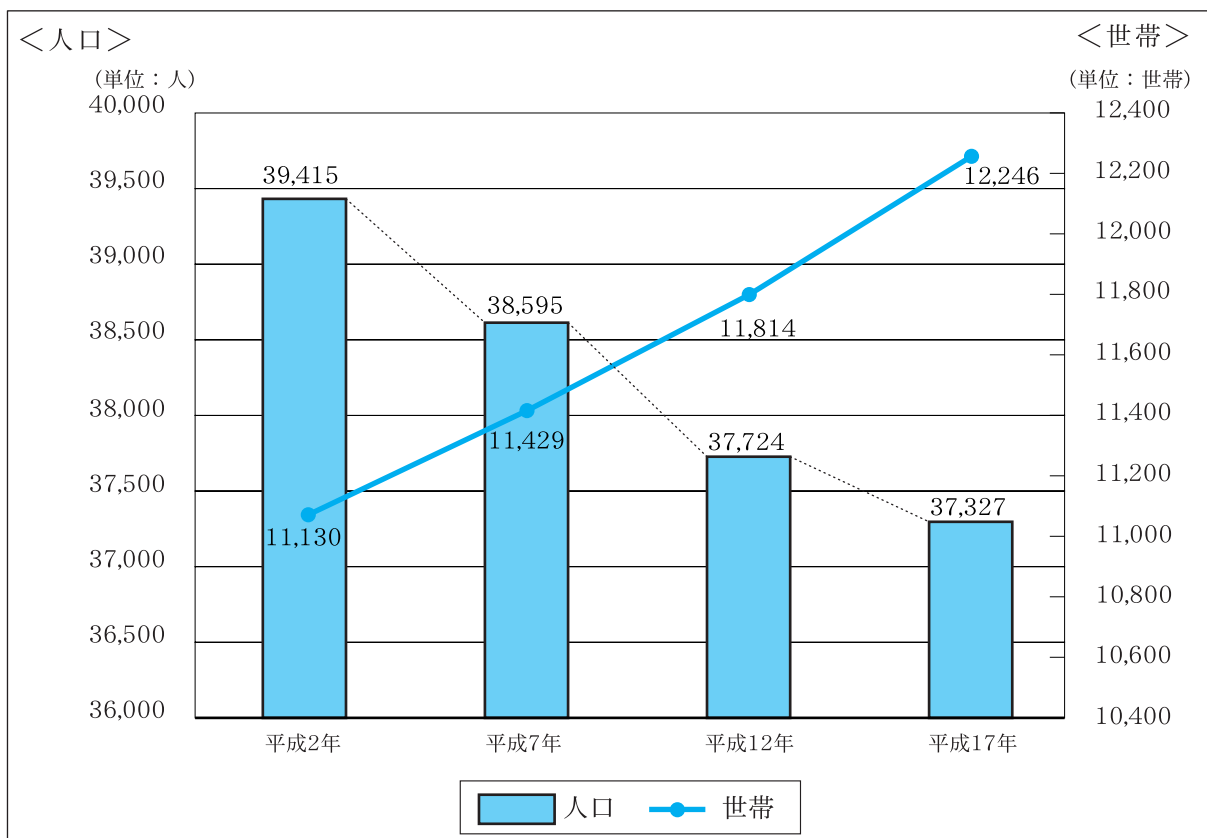
(単位：人、世帯)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	伸び率		
						H2→H7	H7→H12	H12→H17
人口総数		39,415	38,595	37,724	37,327	△2.1%	△2.3%	△1.1%
年少人口 (14歳以下)		6,578 (16.7%)	5,604 (14.5%)	4,959 (13.1%)	4,700 (12.6%)	△14.8%	△11.5%	△5.2%
生産年齢人口 (15～64歳)		26,143 (66.3%)	25,208 (65.3%)	23,988 (63.6%)	22,854 (61.2%)	△3.6%	△4.8%	△4.7%
老年人口 (65歳以上)		6,694 (17.0%)	7,783 (20.2%)	8,777 (23.3%)	9,753 (26.1%)	16.3%	12.8%	11.1%
世帯数		11,130	11,429	11,814	12,246	2.7%	3.4%	3.7%
一世帯当たり人員		3.54	3.38	3.19	3.05	—	—	—

(注：平成17年の人口総数には年齢不詳人口が含まれています。)

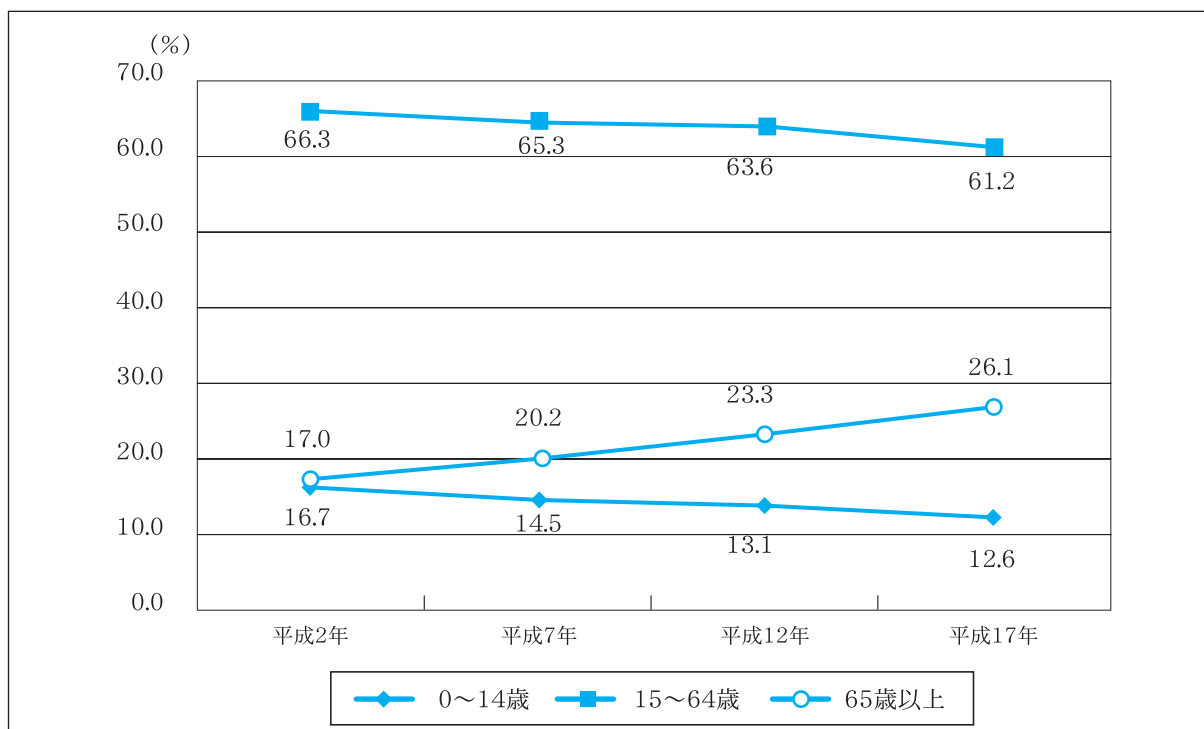
(資料：国勢調査)

人口・世帯



(資料：国勢調査)

年齢3区分人口構成比の推移



(資料：国勢調査)

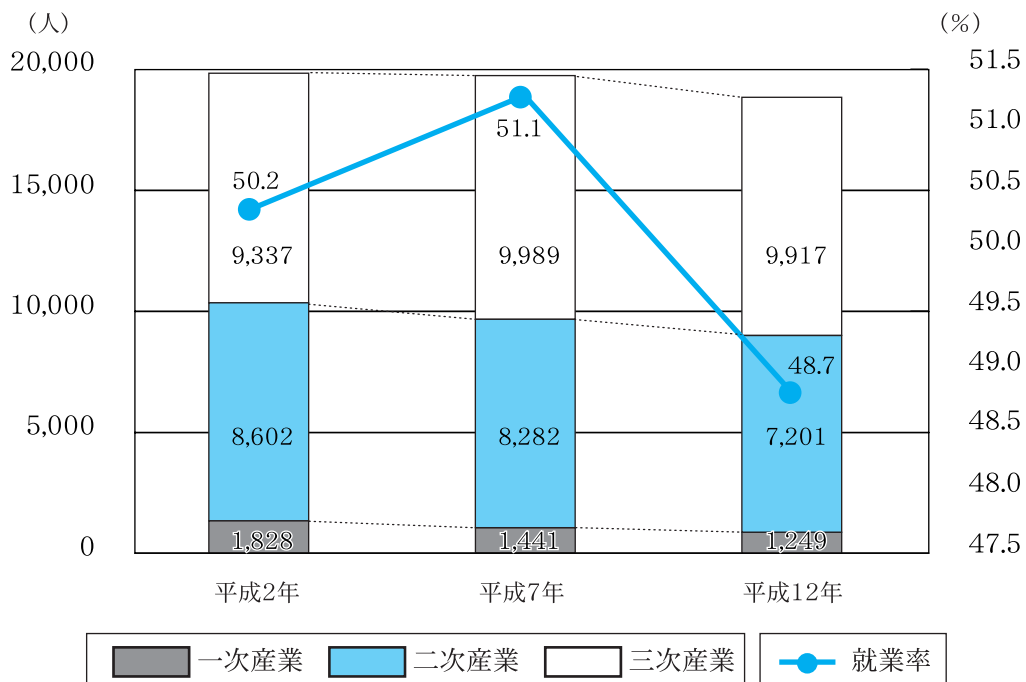
(2) 産 業

産業就業人口は平成12年国勢調査で18,380人で、就業率は48.7%となっています。

過去10カ年の動きでみると、就業人口・就業率ともに減少傾向にあります。

産業別では、第一次産業及び第二次産業就業人口はともに平成2年以降、一貫して減少しており、産業別就業人口の構成比は第三次産業の比率が大きくなっています。

産業別就業人口の推移



(単位：人、%)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成2年→平成12年の増減率
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	
人口総数	39,415		38,595		37,724		
総就業人口	19,775	100.0	19,725	100.0	18,380	100.0	△7.1
一次産業	1,828	9.2	1,441	7.3	1,249	6.8	△31.7
二次産業	8,602	43.5	8,282	42.0	7,201	39.2	△16.3
三次産業	9,337	47.2	9,989	50.6	9,917	54.0	6.2
就業率	50.2%	—	51.1%	—	48.7%	—	

(注1：産業別に分類不能の産業があるため、産業別合計人口と総数が一致しない場合があります。)

(注2：構成比は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

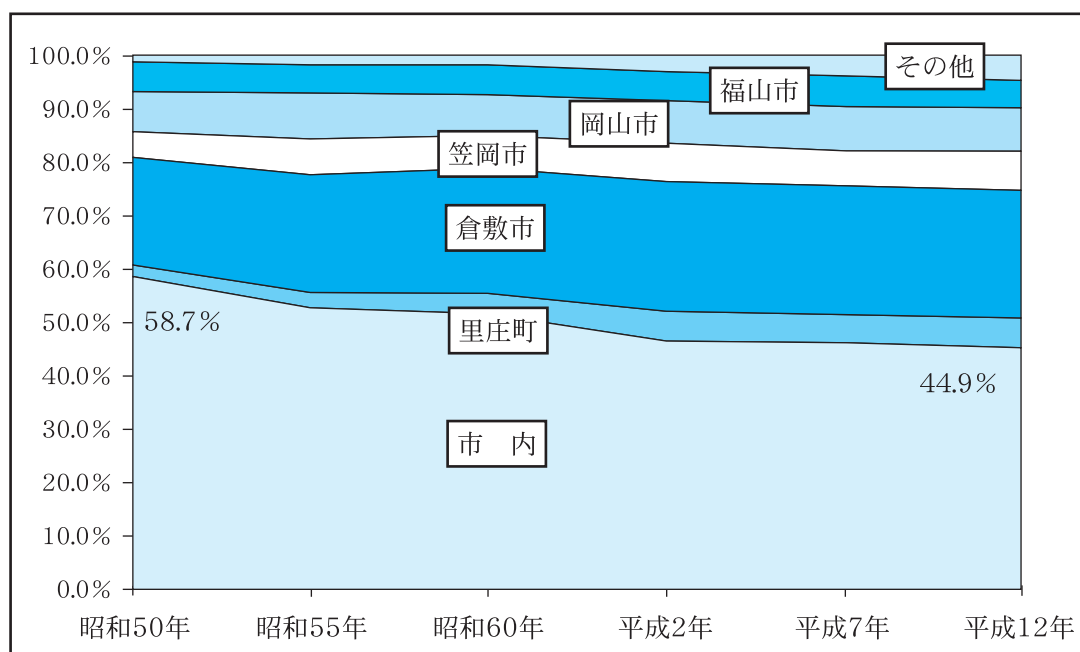
(資料：国勢調査)

(3) 通勤・通学

浅口市に居住する人の通勤・通学の状況は、市内での動きが最も多くなっています。その他の市町村への通勤・通学は倉敷市が最も多くなっていますが、隣接する笠岡市や里庄町、県都の岡山市への流動も多くみられます。また、他市町村から浅口市への通勤・通学状況をみると、倉敷市からの通勤・通学が最も多くなっています。なお、市内に公立・私立高校が3校あり通学者が多い状況となっています。

昭和50年から平成12年までの通勤・通学先の推移をみると、市内の割合が58.7%から44.9%へと少なくなっている代わりに、里庄町や倉敷市をはじめとして、他市町村への流動が多くなっています。また、通勤・通学先となる市町村も多様化しており、浅口市の生活圏は拡大しつつあると言えます。

市内からの通勤・通学状況



	通勤・通学者数 (人)							
	合計	市内	里庄町	倉敷市	笠岡市	岡山市	福山市	その他
昭和50年	20,641	12,119	409	4,082	1,033	1,529	1,161	308
昭和55年	21,517	11,302	620	4,865	1,375	1,694	1,246	415
昭和60年	22,264	11,404	937	5,167	1,548	1,570	1,203	435
平成2年	22,845	10,639	1,248	5,480	1,732	1,846	1,149	751
平成7年	22,196	10,190	1,221	5,281	1,639	1,811	1,130	924
平成12年	20,502	9,208	1,202	4,810	1,624	1,685	973	1,000

	構成比 (%)							
	合計	市内	里庄町	倉敷市	笠岡市	岡山市	福山市	その他
昭和50年	100.0	58.7	2.0	19.8	5.0	7.4	5.6	1.5
昭和55年	100.0	52.5	2.9	22.6	6.4	7.9	5.8	1.9
昭和60年	100.0	51.2	4.2	23.2	7.0	7.1	5.4	2.0
平成2年	100.0	46.6	5.5	24.0	7.6	8.1	5.0	3.3
平成7年	100.0	45.9	5.5	23.8	7.4	8.2	5.1	4.2
平成12年	100.0	44.9	5.9	23.5	7.9	8.2	4.7	4.9

(注：構成比は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)
(資料：国勢調査)

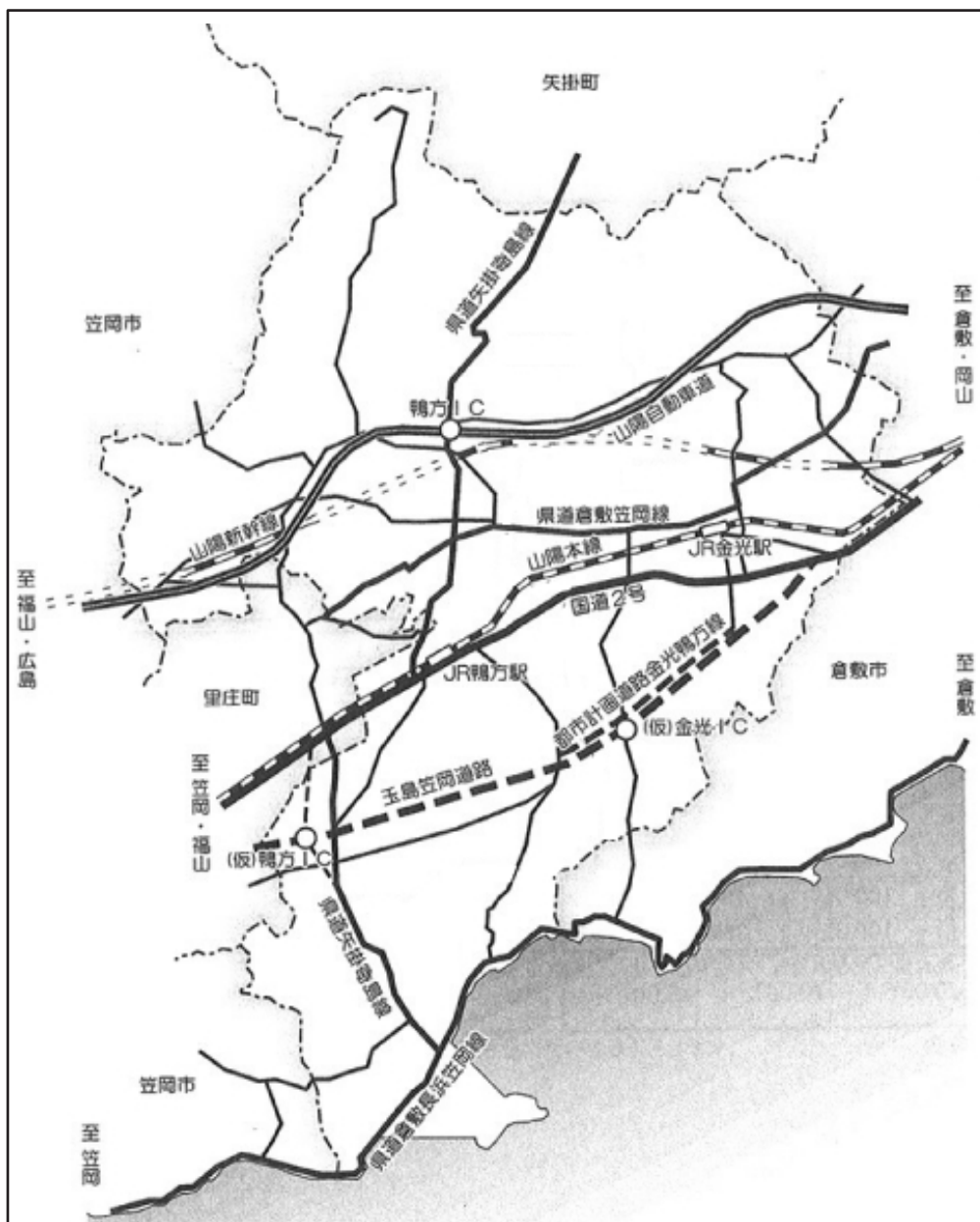
(4) 道路・交通体系

浅口市の道路状況については、広域交通を担う幹線道路として、市中央部を山陽自動車道と国道2号が通っており、鴨方IC（インターチェンジ）もあります。また、現在国道2号玉島笠岡道路の整備が進められており、市内2カ所にICの設置が予定されています。

その他の幹線道路として、東西には市中央部を県道倉敷笠岡線が、沿岸部に県道倉敷長浜笠岡線が通っています。また、南北には矢掛町から沿岸部まで県道矢掛寄島線が通るなど、東西南北に市内や近隣市町が結ばれています。また、国道2号玉島笠岡道路の連絡道として、都市計画道路金光鴨方線の整備も予定されています。

鉄道駅は、市内にJR金光駅及びJR鴨方駅があり、それぞれ通勤・通学の中心となっています。

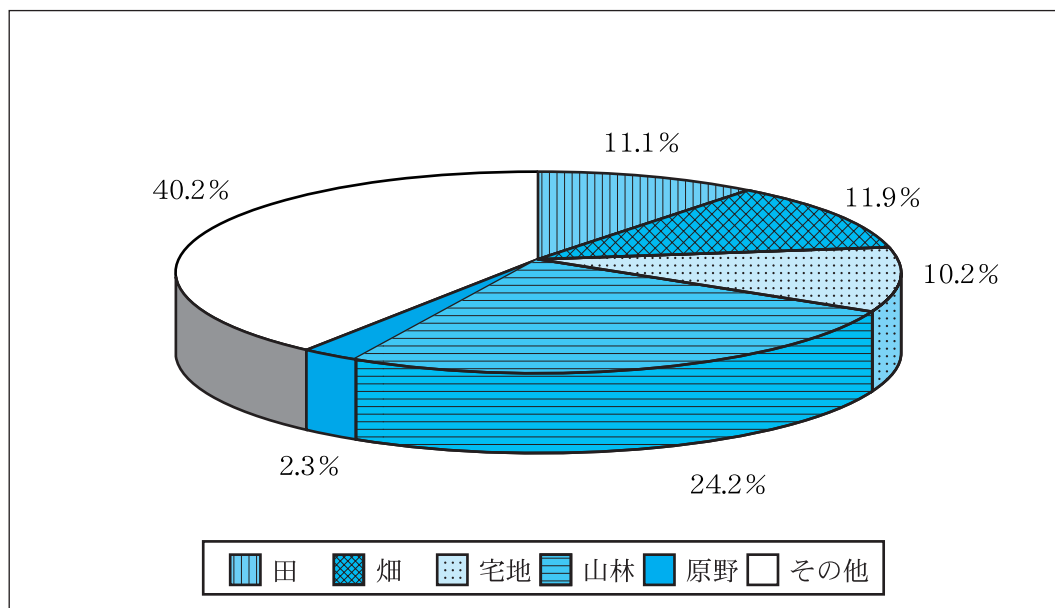
道路・交通網の状況



(5) 土地利用

浅口市の土地利用状況は、山林が24.2%を占めており、遙照山をはじめとする緑豊かな自然環境に恵まれている地域特性が表れています。次いで畑の11.9%、田の11.1%で、合わせて23.0%となり、農地と山林がほぼ同程度を占めていることがうかがえます。

土地利用状況



	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積 (ha)	740	790	678	1,609	155	2,674	6,646
構成比 (%)	11.1	11.9	10.2	24.2	2.3	40.2	100.0

(注1：その他：雑種地、公衆用道路、河川、池沼、鉄軌道など)

(注2：構成比は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。)

(資料：平成18年度土地に関する概要調査)

4 アンケート結果の概要

総合計画を策定するにあたり、市民の意見を幅広く反映させるため、市民アンケート調査を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。

調査対象及び配布数：18歳以上の市民から無作為抽出で2000名

実施時期：平成18年8月下旬～9月上旬

回収数：830票（内有効回答数：819票）

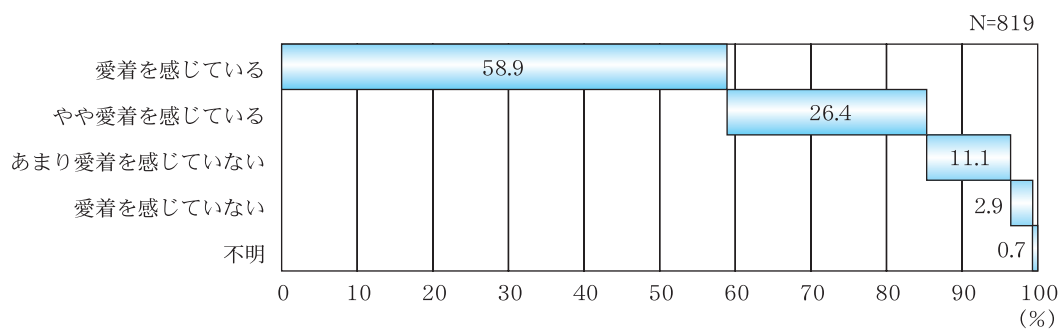
回収率：41.5%

調査の主な結果概要は、以下のとおりです。

■ 今住んでいる地域への愛着

今住んでいる地域に「愛着を感じている」と回答した人は58.9%、「やや愛着を感じている」という人は26.4%で、これらを併せた“愛着を感じている”という人が9割近くに達し、多くの市民が自分のふるさととしての愛着や誇りを持っていることがわかります。

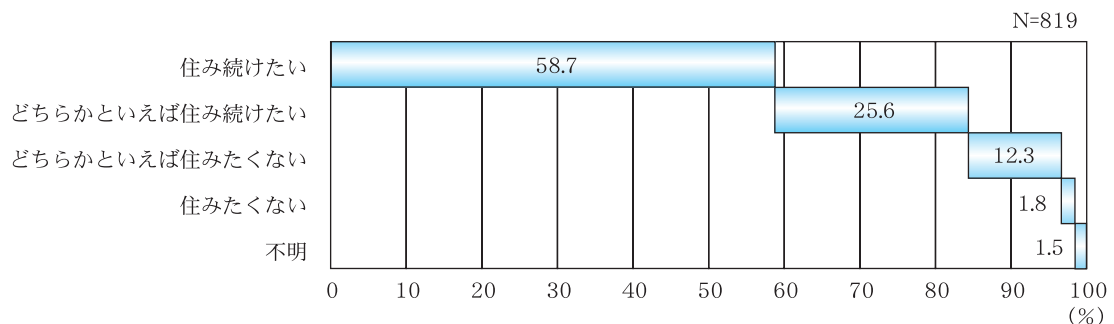
但し、年齢別にみても、50歳代を境に違いがみられ、それより若い世代は全体平均より愛着度が低く、逆に50歳代以上の世代では高齢になるほど愛着度が高くなっています。



■ 今住んでいる地域への定住意向

今住んでいる地域に「住み続けたい」と回答した人は58.7%、「どちらかといえば住み続けたい」という人が25.6%で、これらを併せた“住み続けたい”という人が8割以上を占め、愛着度と同様、定住意向にも高いものがみられます。

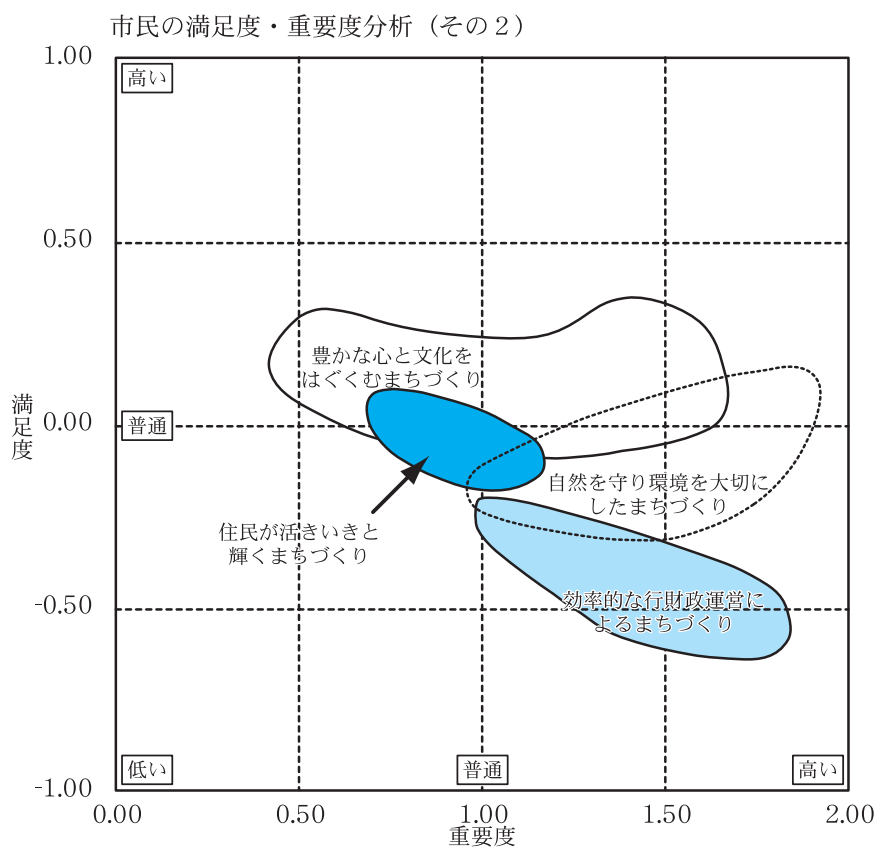
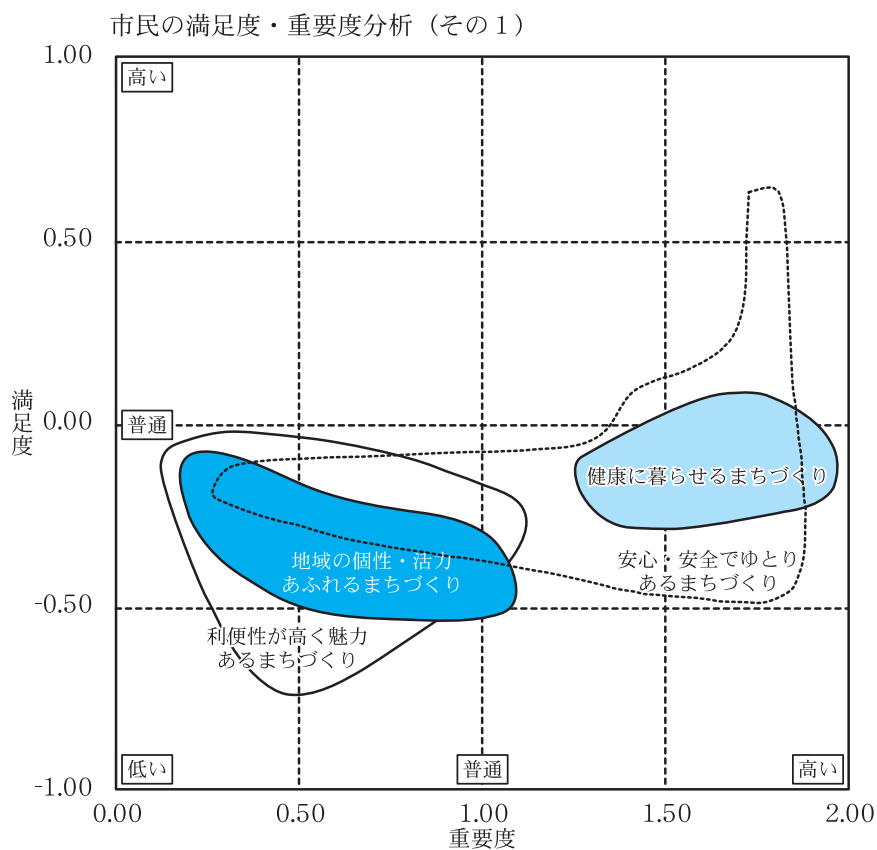
また、年齢別にみると、愛着度と同様50歳代を境に違いがみられ、それより若い世代は平均より定住意向が低く、50歳代以上の世代では高齢になるほど定住意向が高くなっています。なお、「住み続けたい」の年齢別割合では「18～19歳」では6.7%に対し、「70歳以上」では80.3%という大きな開きがみられます。



■ まちづくり施策への評価

分野別にみると重要度が高く満足度が低いのは「効率的な行財政運営によるまちづくり」であり、今後とも積極的な行財政の効率的・効果的運営が求められています。次いで、「健康に暮らせるまちづくり」及び「自然を守り環境を大切にしまちづくり」に関する施策展開が求められています。

また、「安心・安全でゆとりあるまちづくり」については評価が分散しています。上水道の安定供給については高い満足度がみられますが、防災や防犯、交通安全といった“安全・安心”に関する施策については、重要度の認識が非常に高い一方、現在の満足度については低い評価となっています。



注) 満足度・重要度分析というのは、ある施策に対して、その施策の重要度と現在の満足度を聞いたもので、重要でありかつ現在満足しているという回答が多ければグラフの右上に分布し、逆に重要とも思わないし現在の満足度も低いという回答が多ければグラフの左下に分布が現されるものです。



第3章 本市を取り巻く諸情勢と課題

1 地方分権の推進

地方分権は、住民に身近な行政の権限や財源をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。

そのためには、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域の実情やニーズに応じた個性的で特色あるまちづくりや、安定した行政サービスが提供できる体制づくりや権限の移譲に対応可能な人材の育成・確保が必要です。また、NPO*・地域コミュニティ*などとの連携による住民と行政との協働の推進など、体制の整備を行う必要があります。

2 少子高齢化の進行

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴って、少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会に突入しつつあります。少子化の指標である合計特殊出生率の低下と老年人口の割合の増加傾向が進む中で、地域全体で子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気で暮らせるやさしいまちづくりのため、子育て支援、地域医療体制の整備、高齢者の健康・生きがい対策や介護保険など、保健・医療・福祉部門の各種施策の充実が強く求められています。

3 地域間競争時代への対応

企業誘致や観光振興をはじめ、様々な分野で地域間の格差が大きくなっています。今後とも活力ある地域として発展していくためには、他の地域にはない独自の魅力づくりを、より一層強力に進めていく必要があります。

このため、これまでに守り、育んできた地域の資源を融合することにより、うるおいと安らぎがあり、活力と躍動感にあふれ、歴史と文化の薫る個性的な地域づくりを進め、魅力あふれる浅口市を目指す必要があります。

4 高度情報化の進展

インターネットやケーブルテレビをはじめとするネットワークの拡大や携帯電話の急速な普及など情報通信技術の飛躍的な進歩は、今日、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしています。こうした流れは、今後ますます加速することが予想され、「情報」は、私たちの日常生活にとっても必要不可欠なライフライン*となりつつあります。

このため、こうした高度情報化の進展に対応した高度情報通信基盤の整備・充実とともに、情報通信手段を活用した行政サービスの提供に取り組む必要があります。

5 厳しい財政状況への対応

現在、国・地方ともに極めて厳しい財政状況に直面している中で、国においては三位一体の改革^{*}が進められるなど、地方自治体は今後も更に厳しい財政運営が避けられない状況にあります。

こうした状況の中で、従来の行政サービスの水準を維持・向上していくとともに、今後ますます高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、行政組織・制度の整理統合、スケールメリット^{*}を活かした業務の効率化などにより、行財政基盤をより強固で安定したものにする必要があります。

6 安全・安心のまちづくり

自然災害や犯罪に対する安全性の確保は、現代社会の中で最重要課題のひとつとなり、近年の大規模災害の発生や子ども被害の犯罪等が増加する中、これまで以上に防災・防犯面での総合的な対策や体制づくりが求められています。

このため、地域のコミュニティと住民そして行政が連携・協働して防犯・防災の維持に努め、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりへの取り組みが求められます。



- * NPO：政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- * コミュニティ：人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。
- * ライフライン：電気・ガス・水道・通信・輸送などの生活維持に必要な手段。
- * 三位一体の改革：国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大させるため、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に検討したもの。
- * スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益。



第2部 基本構想

ASAKUCHI
CITY



第1章 まちづくり・行政運営の方針

1 まちづくり・行政運営の理念

新しいまちづくり・行政運営の理念を以下のとおり定め、まちづくりの全ての分野における基本とします。これら一つひとつが、まちづくりと行政運営に活かされると同時に、全体としてつながりを持ち、より大きなまちづくりに結実することが期待されています。

○あふれる活力

新しい都市としての市民生活とまちづくりは、10年後の都市に向け、力強い足どりで進めることが大切です。快適な住環境の形成のもと、ここに住み、働き、学び、憩うといった市民生活に活気があり、地域の産業・経済が活力を維持し、夢や価値が創り出されることを重視します。

○安全・安心

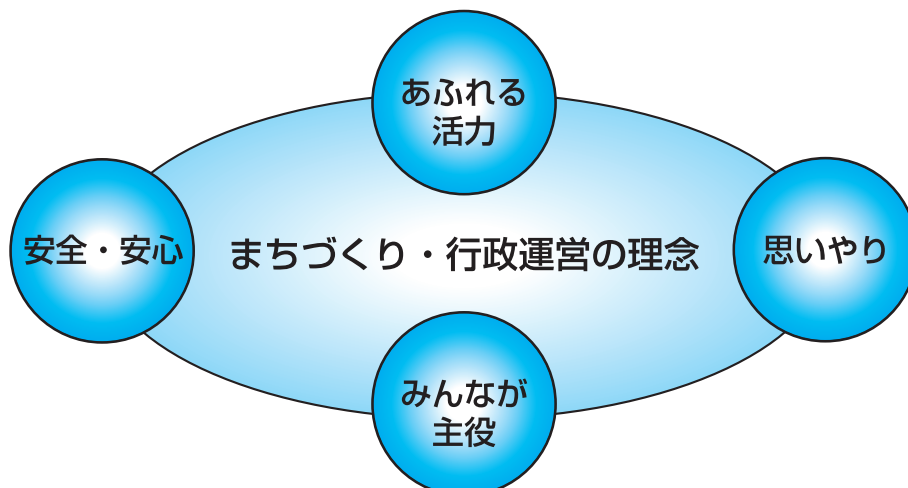
これまでも増して市民の暮らしを災害や犯罪から守られるまちであり、安心して健やかに生きがいのある地域社会生活が実現できることを重視します。

○思いやり

豊かな自然環境や歴史的資源に恵まれた中で、市民それぞれが暮らしの充実や幸せを感じられる社会とするために、家族、隣人、子どもやお年寄りを思いやり、助け合い励まし合いが生まれることを重視します。

○みんなが主役

価値観の多様化が進む中、市民一人ひとりにこだわりや志向が生まれています。新しい都市は、こうした市民一人ひとりが主人公として生活し、自己実現が図られていくことを重視します。



2 まちづくり・行政運営の基本方向

本市域は、南は瀬戸内海、北は天文台を持つ遙照山系の山々に縁取られ、東西に広がり、岡山市や倉敷市、広島県福山市などの地域に近接するため、住宅・宅地需要を受け止めつつ、地域経済が拡大してきました。

また、ＪＲ山陽本線や山陽自動車道が走る国土交通軸上にあるため、東西に伸びる広域交通網が整備されてきました。

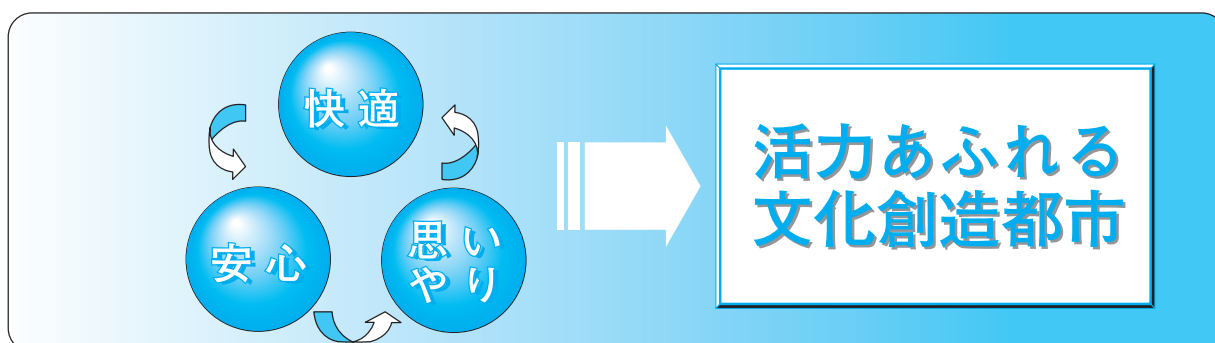
こうした立地の特性を踏まえ、県西部の拠点都市として、時代の要請や近隣都市における関係の変化に対応し、その役割を担いつつ、都市としての機能の強化、市民にとって住みよく、魅力と刺激に満ちたまちづくり、新しいライフスタイルづくりの支援、そして、従来の市民と行政の関係を超えた協働の実現と、まちづくり・価値づくりを実現していくことを目指します。

3 将来像

これからのまちづくりと行政運営に関する基本理念と本市域の特性を踏まえ、１０年後のまちと市民生活の姿を以下のように構想します。

「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」

この将来像に示されるまちは、道路や下水道などの都市基盤が整備され、海・山と川をつくり出す快適な環境や景観が維持され活かされるまちです。また、医療、福祉が整い、犯罪や災害への備えが厚みを増し、健康・食の安全が図られる安心の暮らしのまちです。家族、隣人や交流する人たちを含め、あらゆる人に対する思いやりの心が注がれる人間関係が築かれ、自然、生物などへの慈しみが大切にされるまちです。そして、先人の英知と努力により創られ培われた歴史や自然を次の世代に継承し、地域の文化を受け継ぎ、創造されるまちであり、活気を生み出す暮らしや産業活動を通して、多様な世代の人々が集い、交流する活力あふれる都市を目指します。





第2章 土地利用構想

新市としての一体性を構築し、均衡ある発展と魅力的なまちづくりを推進するため、拠点と都市軸からなる新市の都市構造及び市街地形成、田園居住、海浜居住、自然緑地、産業流通の各ゾーンにおける地域別整備の方針を定めます。

1 都市構造とまちづくり

(1) 拠点

① 主要拠点（生活交流拠点）

J R 鴨方駅及び J R 金光駅周辺、寄島総合支所周辺の中心市街地を、本市の“主要拠点”として位置づけ、これからのまちの均衡ある発展を先導します。

② 広域交流拠点

山陽自動車道や国道2号、J R 山陽本線、国道2号玉島笠岡道路などの広域交通網の結節点として、山陽自動車道鴨方 I C 及び国道2号玉島笠岡道路の（仮）金光 I C と（仮）鴨方 I C を、“広域交流拠点”と位置づけ、整備と周辺の土地利用を進めます。

③ 観光・レクリエーション拠点

市域には、天文博物館や運動公園・キャンプ場などが配置される遙照山周辺や、丸山公園、かもがた町家公園、寄島園地などがあります。これらを、“観光・レクリエーション拠点”として位置づけ、アクセスの向上や機能充実に努めます。

(2) 都市軸

① 広域連携軸

山陽自動車道や国道2号、国道2号玉島笠岡道路、J R 山陽本線などを、他都市と広域的に連携し、広域交流拠点を形成する動脈として位置づけます。

② 生活連携軸

生活交流拠点と広域交流拠点とを結ぶ国道2号や県道矢掛寄島線などを、均衡あるまちの発展と一体性を構築するシンボルラインとして位置づけます。

③ 交通拠点連携軸

広域交流拠点である山陽自動車道鴨方 I C と国道2号玉島笠岡道路の（仮）金光 I C 間を、商業などの立地するにぎわいの軸として位置づけます。

① 市街地形成ゾーン

市街地形成ゾーンにおいては、下水道や身近な公園の整備など住環境の向上とともに、商工業や市民活動を支える都市基盤を整備し、田園環境と調和した市街地を形成します。特に、駅周辺においては、市民の利便性を向上させる都市機能の充実を推進します。

② 田園居住ゾーン

田畑・樹園地と農村集落により形成される田園居住ゾーンにおいては、食糧生産の場であるとともに、景観や防災など多面的機能を有する農地の保全に努めます。また、集落内の狭隘道路の整備や生活排水対策など住環境の向上を図り、快適でうるおいと安らぎのある環境の創出を進めます。

③ 海浜居住ゾーン

漁港と住宅により形成される海浜居住ゾーンでは、海辺の景観を活かすとともに、狭隘道路の整備や高潮などの防災対策を進めるなど、安心して生活できる環境の整備を進めます。

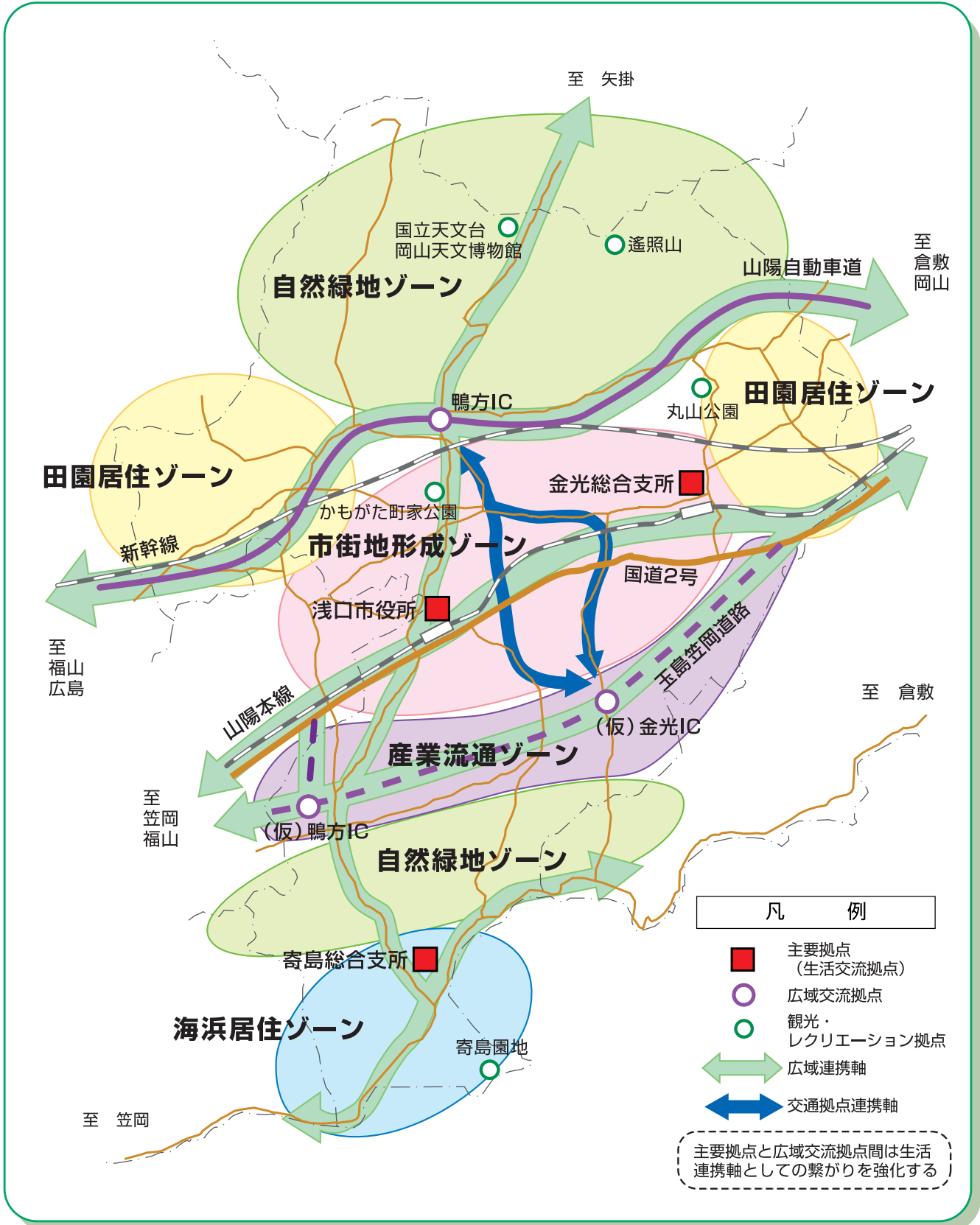
④ 自然緑地ゾーン

遙照山をはじめとする自然緑地ゾーンについては、生活にうるおいと安らぎを与える自然環境として積極的な保全を図るとともに、レクリエーションや憩いの場としての整備に努めます。

⑤ 産業流通ゾーン

国道2号玉島笠岡道路周辺の産業流通ゾーンについては、緑豊かな自然環境の保全に配慮した道路整備を進めるとともに、広域連携軸としての利便性を活かした工業・流通などへの活用などを推進していきます。

土地利用構想図



凡 例	
■	主要拠点 (生活交流拠点)
○	広域交流拠点
○	観光・レクリエーション拠点
⇄	広域連携軸
⇄	交通拠点連携軸
主要拠点と広域交流拠点間は生活連携軸としての繋がりを強化する	



第3章 主要指標の目標

本市の人口は、国勢調査では近年その減少傾向は弱まりつつあるものの、前回調査よりもやや減少となっています。

しかしながら、近年の人口の動きを住民基本台帳で追ってみると、平成15年からはや増加傾向を示してきています。

本計画においての基準年及び基準値は、平成17年国勢調査人口としますが、将来の人口の見通しに当たっては、近年の傾向を重視した将来見通しとして、計画目標年である平成28年の総人口を

37,000人 と設定します。

なお、この目標人口を基準とし推計した年齢別人口や世帯数等は以下のとおりです。

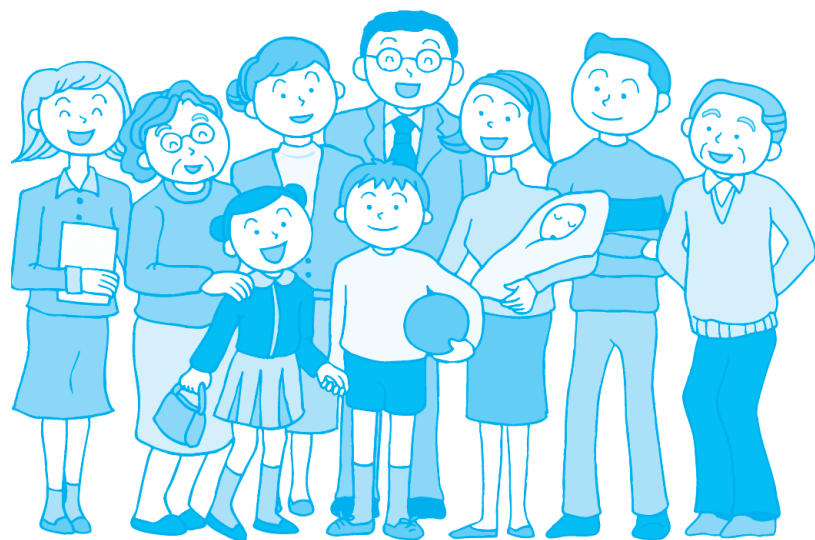
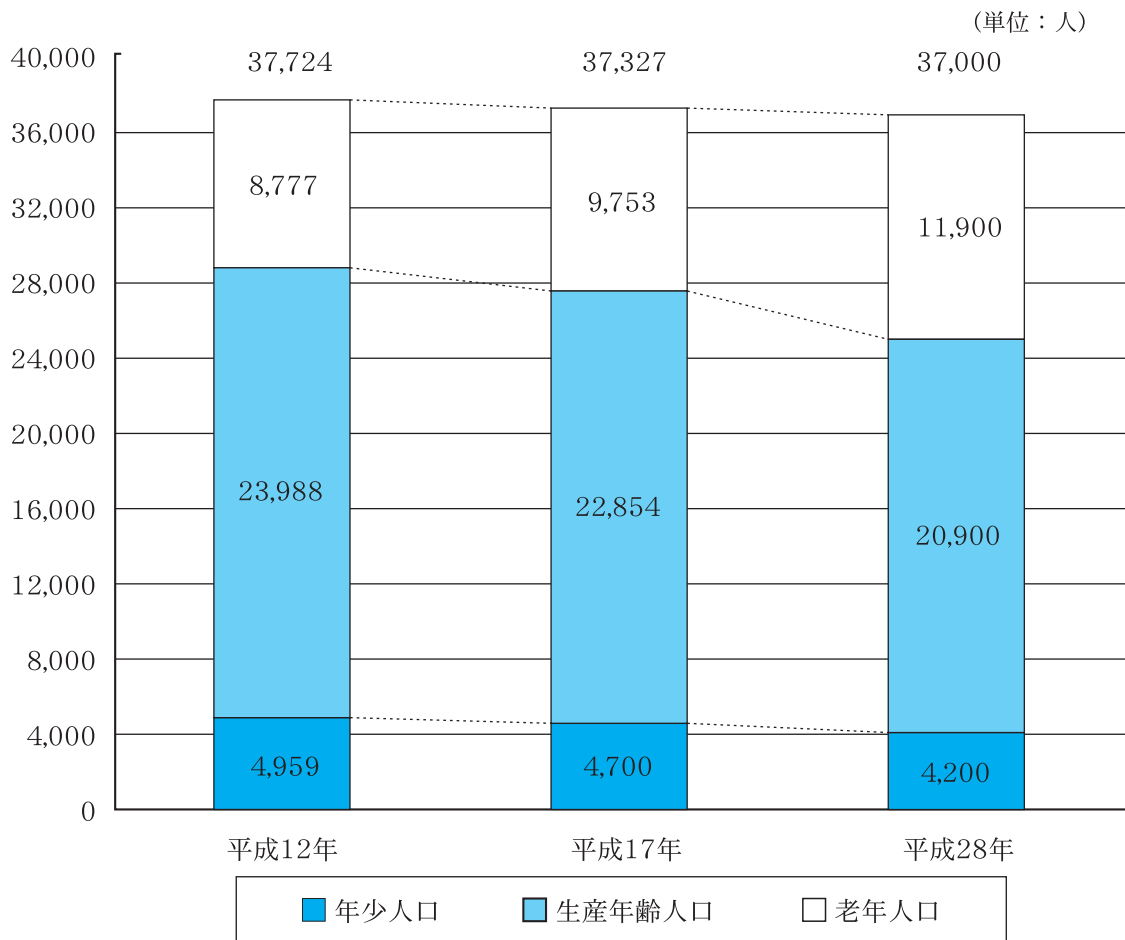
人口・世帯数等の推計

(単位：人、世帯)

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成28年	伸び率 (H17→H28)
総人口	37,724	37,327	37,000	△0.9%
年少人口 (14歳以下)	4,959 (13.1%)	4,700 (12.6%)	4,200 (11.4%)	△10.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	23,988 (63.6%)	22,854 (61.2%)	20,900 (56.5%)	△8.5%
老年人口 (65歳以上)	8,777 (23.3%)	9,753 (26.1%)	11,900 (32.2%)	22.0%
世帯数	11,814	12,246	13,000	6.2%
一世帯当たり人員	3.19	3.05	2.85	△6.6%

(注：平成12年及び平成17年は国勢調査結果。平成17年の総人口には年齢不詳人口が含まれています。
平成28年数値は、設定した目標総人口から、年齢別人口・世帯数・一世帯当たり人員を算出。)

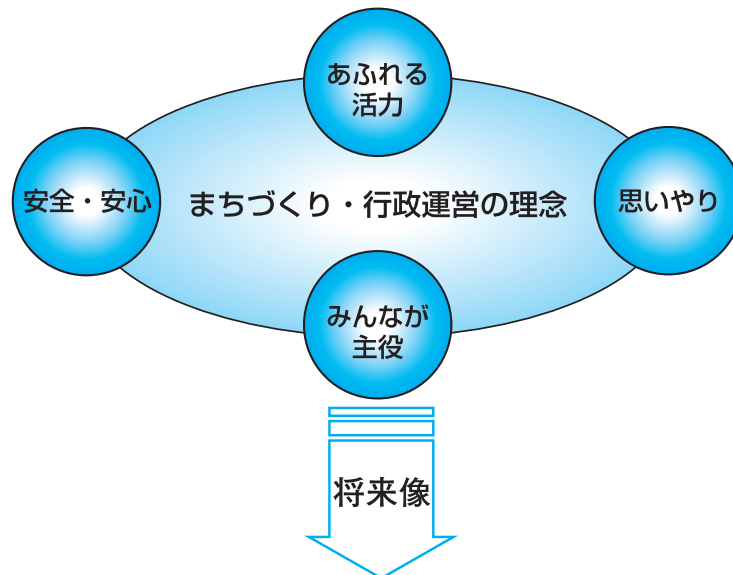
総人口及び年齢階層別人口





第4章 施策の大綱

将来都市像である「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」の実現に向け、総合計画の施策の大綱を次のように定め、総合的・計画的なまちづくりを推進します。



快適・安心・思いやり
活力あふれる文化創造都市

施策の大綱

1. 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち
2. 資源を活かし、活力を育てる産業のまち
3. 安全・安心、ゆとりある生活のまち
4. 自然、環境が大切にされ、活かされるまち
5. 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち
6. 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち
7. 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち
8. 効率的で機動的な行財政の運営

1 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち（都市基盤）

日々の暮らし、産業、交流が活発に展開されるためには、特色ある自然と環境を守りつつ、都市活動を支える都市基盤の整備により、利便性、快適性に優れたまちづくりを進めることが大切です。

道路や交通体系、河川や都市公園などの都市基盤の整備を進めるとともに、土地・宅地の有効活用を図ります。また、CATV（ケーブルテレビ）などの情報基盤の充実を図り、利便性が高く魅力ある機能的なまちづくりの実現を目指します。

主要施策

- 1) 地域の中心となる拠点の整備
- 2) 広域・地域間交流を担う道路網の整備
- 3) 計画的な土地利用の推進
- 4) 情報化の推進
- 5) 公共交通体系の充実

2 資源を活かし、活力を育てる産業のまち（産業）

都市にとって産業は活性化の要であり、まちづくりの根幹を担うものです。産業の高度化やグローバル化*、そして経済のサービス化*が進む中、地域資源と産業の結びつきが弱まる傾向がみられ、一方、地域の資源や特質を持つ商品やサービスが評価され、産業を活性化しつつあります。

市民生活の利便とまちの活気につながる商業施設などの環境整備や経営近代化などを促すとともに、山陽自動車道、JR山陽本線などの広域交通の利便性を活かした企業誘致などによる工業の振興を進めます。また、農業、漁業などについては、経営体質の強化や技術力向上などによる活性化の方向を探ることにより、新しい試みと活力のあるまちづくりを進めます。

主要施策

- 1) 活力ある商工業の振興
- 2) 地域の特性を活かした農林漁業の振興
- 3) 魅力ある観光の振興

* グローバル化：資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、世界における経済的な結びつきが深まること。

* 経済のサービス化：第3次産業であるサービス産業が、経済構造に占める比重を増していること。

3 安全・安心、ゆとりある生活のまち（生活環境）

安全、安心の確保はすべての市民の願いであり、地域コミュニティにおいて、住みやすく、誇りを持って暮らせるまちの実現に向け、生活環境や基盤の整備を進める必要があります。また、安全・安心のまちづくりでは、地域の取り組みを活かすまちづくりが大切です。

公園や緑地、生活排水処理施設などの快適な生活環境基盤の計画的な整備に努めるとともに、消防・防災及び交通安全の推進、防犯体制の充実を図ります。

また、道路や施設の整備にあたっては、子どもやお年寄りをはじめ、犯罪被害に遭いにくく誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*によるまちづくりを進めます。市民生活を支え、地域間の交流を高める公共交通については、市域全体の公共交通体系の整備・充実に努めます。

主 要 施 策	<ol style="list-style-type: none">1) 安全を確保する防災体制の整備2) 治水・治山等防災対策の推進3) 地域安全対策の推進4) ゆとりある住環境の形成5) 上・下水道の整備
------------------	--

4 自然、環境が大切にされ、活かされるまち（自然と環境）

市民の暮らしの場であり、同時に県西の拠点都市としての役割を担う市域には、緑豊かな逢照山、そして瀬戸内の海や里見川などの豊かな水辺があり、そこでの自然や生物の営みや人とのかかわりが、悠久とも言える暮らしと文化を培ってきました。

生活にうるおいや安らぎを与えてくれるこれらの自然の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となり、来訪者との交流の場となる緑地の創出や親しみやすい水辺空間の整備などに努めます。また、地球環境にやさしく持続可能な資源循環型社会*の形成に向けて、省資源・省エネルギーやリデュース・リユース・リサイクル*などに対する意識の向上、市民・事業者・行政の協働による取り組み体制の強化を図ります。

主 要 施 策	<ol style="list-style-type: none">1) 豊かな自然環境の保全2) 資源を大切に作る社会の形成
------------------	--

* ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

* 資源循環型社会：生産 消費 廃棄（処理） 再利用 生産といった、資源が循環して活用される社会。

* リデュース：減量化。（減らす努力をすること。）

* リユース：再使用。（何度も大事に利用すること。）

* リサイクル：再利用。（形を変えて再利用すること。）

5 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち（保健・医療・福祉）

少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが元気な毎日を送るためには、健康づくり、疾病予防、障害を持つ人などへの支援が重要さを増しています。こうした市民ニーズに応えることのできる機動的な保健・医療・福祉サービスが求められていますが、同時に健康を維持することの大切さに関する市民一人ひとりの自覚と心配りが大切です。

市民がこぞって健やかに生きがいを持って暮らせるよう、介護保険制度や高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉など、きめ細かな福祉行政を進めます。また、子育て支援の充実や高齢者の健康づくりなどの保健・医療・福祉の充実を図ります。

だれもが過ごしやすいユニバーサルな心配りのあるまちづくりや市民がコミュニティの中で互いに支え合うことができる仕組みづくりを進めます。

主 要 施 策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 活きいきと暮らせる保健・医療体制の充実 2) 支えあう地域福祉の充実 3) 安心して暮らせる高齢者福祉の充実 4) きめ細かな障害者福祉の充実 5) 安心できる子育て支援の推進 6) 社会保障の充実
------------------	---

6 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち（教育・文化）

市民一人ひとりが目標や夢を持ち、問題や課題を解決しながら有意義な日々を送る上で、テーマに対応した教育や学習機会の充実が一層重要なものとなっています。

次世代を担う子どもたちが、幼少期から豊かな心を育み、一人ひとりの個性や資質を伸ばして、自ら学ぶ意欲と生きる力のある児童・生徒となるようその育成に努めます。そして、「人権尊重・男女共同参画社会」の考え方を踏まえ、学校と地域、家庭が連携を取り合いながら、児童・生徒を見守り育てる仕組みづくりと、よりよい教育環境の整備に努めます。

また、これまで培われてきた歴史や文化を継承しつつ、生涯学習の場の充実や文化交流・国際交流を推進するなどにより、文化・交流・創造を育むまちづくりを進めます。

主 要 施 策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 健やかな心を育む学校教育の充実 2) 豊かな人生を育む生涯学習の充実 3) スポーツ活動の振興 4) 文化の薫る地域の振興 5) グローバルな感性を育む国際交流・理解 6) 人権の尊重・男女共同参画社会の確立
------------------	--

7 市民、グループや組織の活動が生きいき輝くまち（市民と自治）

少子高齢化、市民ニーズの多様化が進む中、行政主導のまちづくりから市民参画による協働のまちづくりへの転換が求められています。すなわち、市民・事業者・行政が役割を分担し合うことで、受益と負担の関係を改善し、自立性の高いまちづくりを進めることが期待されています。

市民の手による暮らしやすい豊かな地域社会づくりを促すよう、積極的に情報提供やボランティア団体・地域コミュニティ・NPOなどの支援に取り組むこととします。また、まちづくりや行政施策の実施に当たっては、市民の参画・協働を推進し、市民が自らのまちを自らの手でつくることのできるような、生きいきと輝くまちづくりを進めます。

主要 施策

- 1) 市民参画の推進
- 2) まちづくりを担う市民組織の充実

8 効率的で機動的な行財政の運営（行財政運営）

厳しい財政状況の中、住みよいまちづくりを実現するためには市民・事業者・行政との間での役割分担と協働関係づくりを進める一方、これまで進めてきた行財政改革の見地から、新しい行財政のあり方を探り、構築していく必要があります。

高度化・多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、国・県や関係機関と協調し、時代の変化に即応する効率的で機動的な行財政運営を目指します。

このため、計画的な事務事業の推進、事業評価システムの確立、職員の育成と適正な定数管理や適材適所への配置、また自主財源の確保、民間活力の導入など、より効率的で健全な行財政運営に取り組みます。

主要 施策

- 1) 効率的な行政運営
- 2) 健全な財政運営の推進



第3部 基本計画

**ASAKUCHI
CITY**



第1章 暮らし、経済、交流が都市基盤に支えられるまち

1 地域の中心となる拠点の整備

現状と課題

人口の減少、商業顧客の地域外への流出、鉄道から車中心社会への変化などにより、旧来の地域の拠点機能が衰弱化しています。本市においても、ＪＲ鴨方駅やＪＲ金光駅などでは、玄関口としての人が集まり交流し活気を産む機能が薄れ、地域の中核としての機能が弱体化しています。

これからは「人」を中心としたまちづくりが求められる時代であり、地域の中核としての機能を強化するため、新たな賑わいと交流の場を形成していく必要があります。

基本的方向

機能的で快適な都市づくりを推進するため、本市の主要拠点であるＪＲ鴨方駅やＪＲ金光駅の駅舎の橋上化及び駅周辺整備を推進し、本市の玄関口として、また賑わいの拠点として都市の交流機能の強化を図ります。

寄島総合支所周辺の拠点では、既存交流施設などの集積を活かした寄島干拓地内の道路整備など、海を活用したふれあいの拠点としての機能充実を図ります。

施策の内容

(1) 駅橋上化及び駅周辺整備

ＪＲ鴨方駅の橋上化及び駅前広場の整備については、本計画期間中に駅舎の橋上化及び南北駅前広場の完成を目指し、都市計画道路東六手ノ際線の整備についても事業計画を策定し早期完成を目指します。また、ＪＲ金光駅及び駅周辺については、利便性の向上や都市機能の充実を見据えた整備を図ります。

(2) 寄島干拓地内の整備

市有地を含めた干拓地の有効活用と企業誘致の推進、用途未定地の活用策決定、フットサル場を含む三ツ山スポーツ公園の利用促進を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
JR鴨方駅橋上化及び駅前広場	—	平成22年度完成
寄島干拓地内の整備(フットサル場)	2面	利用促進



2 広域・地域間交流を担う道路網の整備

現状と課題

本市は、国道2号や山陽自動車道が走る国土交通軸上に位置するため、東西に伸びる広域交通網が整備されてきました。現在、国道2号玉島笠岡道路の整備が進められており、市内2カ所のIC（インターチェンジ）の設置が予定されています。これら広域的な道路網の整備とともにアクセス道路や市内地域間を結ぶ幹線道路の整備充実が求められています。

また、都市計画道路については、都市計画決定から30年以上も経過している路線もあり、その見直しについても取り組む必要があります。

道路の状況

	路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国道	1	6,379	100	100
県道	15	66,772.8	67.3	95.6
市道	2,359	571,481	24.9	75.2

注) 平成18年3月31日現在

資料：平成18年度道路施設現況調査

基本的方向

国道2号玉島笠岡道路や県道矢掛寄島線バイパスなど、本市の一体性の確保や市民生活の利便性の向上とともに、社会・経済の諸活動を支える広域的な道路ネットワークの拡充に努め、市内外を結ぶ幹線道路及び幹線道路間を結ぶ道路の整備を計画的に推進します。

市内の各地域間の交流・連携によるまちづくりを進めるため、幹線道路の整備を図ります。また、広域交通網としての山陽自動車道鴨方IC及び国道2号、国道2号玉島笠岡道路へのアクセス道路の整備を図ります。

施策の内容

(1) 広域道路網の整備・促進

国道2号玉島笠岡道路の整備については、一部の区間において既に設計協議、用地買収に着手しており、今後とも国と協力し、事業を推進します。

また、都市計画道路金光鴨方線や県道矢掛寄島線バイパスなど市内外を結ぶ県道の整備についても、県と協力しながら早期完成に向け取り組みます。

(2) 地域間の交流を担う道路整備

市内の地域間を結び市民生活を支える市道の整備については、計画的な改良を推進します。また、都市計画道路については、道路網検討のための調査を行い、適切な見直し案の作成を行います。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
市道改良率	24.9%	26.0%
市道舗装率	75.2%	80.0%
都市計画道路網の検討	調査	平成21年度見直し 平成22年度変更手続き

3 計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市は、温暖な瀬戸内海と緑の豊かな自然に恵まれた土地を有しています。また、市の中央部をJR山陽本線と国道2号が東西に走っており、これら広域交通網の利便性から沿線を中心に市街地が形成されています。更に市の南部を国道2号玉島笠岡道路が整備されつつあり、市内2カ所にICが整備される予定で、本市の新たな広域交流拠点として周辺地域の発展が期待されます。

市では、これら広域交通網の利便性を活かしつつ、均衡ある発展と魅力ある住みよいまちづくりを推進していくため、自然環境の保全や経済的、文化的諸条件を配慮しながら、秩序ある土地利用に取り組むことが求められています。

基本的方向

海と緑の豊かな自然や整備された広域交通網の利便性を活かしつつ、将来にわたり土地の適正かつ有効な利用を図るため、市街地と農地、緑地などの秩序ある土地利用を計画的に進め、自然環境と都市機能の調和した住み良く魅力的な生活空間づくりに取り組みます。

また、市の将来の都市像を見据えた国土利用計画（市町村計画）、農業振興地域整備計画、都市計画マスタープラン等を策定し、計画的なまちづくりに取り組めるよう適正な土地利用の誘導に努めます。

施策の内容

(1) 計画的な土地利用の推進

(1)-1 国土利用計画の策定

本市の土地利用に係る基本計画として、国土利用計画法に基づく市町村計画を策定します。

(1)-2 農業振興地域整備計画の策定

本市における農用地区域の設定など、農業振興の基本的な方針を定めるため、農業振興地域整備計画を策定します。

(1)-3 都市計画の見直し

本市の将来の一体的なまちづくりを見据え、また市民の意向を反映した都市計画マスタープランを策定します。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
国土利用計画（市町村計画）の策定	—	平成19年度
農業振興地域整備計画の策定	—	平成20年度
都市計画マスタープランの策定	—	平成19年度

4 情報化の推進

現状と課題

インターネットやCATVなどの情報通信基盤は日常生活に必要なライフラインとなりつつあります。本市においても、インターネット利用者は相当数が見込まれますが、市民の電子申請についての状況をみると、その内容は各種講座への申込や応募などの簡易申請に限られています。今後は、行政手続きに関する申請がより簡易となるような仕組みと体制の構築が必要です。

基本的方向

本市の情報化を総合的に進めるため、情報化基本計画を策定し、インターネットやCATVを活用した地域情報ネットワークなどの情報基盤の整備・活用を図るとともに、行政事務の効率化と行政サービスの向上を図るため、電子申請などの行政手続きや行政情報を電子化するなど電子自治体の構築を推進して、市民と行政との双方向性を持った情報ネットワークづくりを進めます。

施策の内容

(1) 地域情報化の推進

(1)-1 情報化基本計画の策定

平成19年度に情報化基本計画（計画期間5カ年）を策定します。

(1)-2 地域情報ネットワークの整備と活用

インターネットやCATVを活用した地域情報ネットワークなどの情報通信基盤の整備・活用を図ります。

(1)-3 行政情報システムの構築

行政情報の電子化を進め、電子的に情報発信ができるものについての洗い出しとシステム構築などに取り組み、積極的な情報発信に努めます。

(1)-4 電子申請等の推進

電子申請など各種業務の電子化により、事務の効率化と行政サービスの向上を目指した電子自治体の構築を推進します。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
情報化基本計画の策定	—	平成19年度
行政情報システムの構築	ホームページ等	促進
電子申請件数	81件／年	150件／年

5 公共交通体系の充実

現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤や通学などの日常生活にとって、また高齢者などのいわゆる交通弱者にとっても欠くことのできない移動手段となっています。しかし近年、自家用車の普及などにより、バス利用者については年々減少傾向にあり、路線の廃止や運行本数の縮小などによる利便性の低下が懸念されています。

また、乗合バス事業の規制緩和によって民営事業者の参入撤退が自由となるなど公共交通が置かれている状況は大きく変化しており、自動車を利用できない高齢者などの移動手段の確保が大きな課題となっています。

本市では、地域や市民生活の利便性などの一層の向上を図るため、多様なサービス形態の中から、子どもや高齢者などに配慮した公共交通を確立する必要があります。

基本的方向

鉄道やバスなどの公共交通機関は、連絡性と利便性の向上の促進が不可欠であり、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活において、また少子高齢化社会への対応としてもその確保は欠くことのできない条件です。しかし、市内バス路線については、利用者の減少から既存路線の維持が困難な状況となっているため、関係機関の協力を得ながら、市域全体の現状を把握して、本市に適した交通手段の導入に努め、現状に即した公共交通体系の構築を目指します。

施策の内容

(1) 公共交通体系の整備

市民生活の利便性向上のため、市域全体の公共交通のあり方について、その現状を把握・検討して、本市に適した公共交通体系の確立に取り組みます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
地域公共交通会議による検討	—	平成19年度着手



第2章 資源を活かし、活力を育てる産業のまち

1 活力ある商工業の振興

現状と課題

消費者ニーズの多様化に伴い、大型駐車場を備えた市外の大規模量販店に客足が流れ、商店街の集客の力が低下する一方、インターネットによる無店舗販売の拡大、高齢化や後継者不足とも相まって、既存商店街と商店は厳しい環境下にあります。

こうした中、本市としても商工会を通じた商業の振興、中小店舗の経営意識の高揚、商店街の空き店舗対策など、商業経営者の自助努力を引き出す取り組みが求められます。

また、地方交付税が削減される中、自立できる自治体を目指すためには、企業誘致に積極的に取り組む必要があります。

更に、寄島干拓地では、県分譲地での企業立地が進んでいますが、今後は、未利用地への企業誘致を県と協力して進めていく必要があります。また、市内には公的な工業団地用地が不足しており、公共交通網の特性を活かした立地環境の整備と雇用創出のための企業誘致への積極的な取り組みが課題です。

商業の状況

(単位：店、人、百万円)

	平成11年	平成14年	平成16年
事業所数	511	440	404
従業者数	2,330	2,202	2,121
年間商品販売額	45,478	38,806	39,108

資料：商業統計調査

工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事業所数	124	120	118	116
従業者数	3,849	3,364	3,368	3,265
製造品出荷額等	42,947	42,393	43,641	41,927

注) 対象は従業者4人以上の事業所
平成17年は速報値

資料：工業統計調査

基本的方向

商業については、商工会など関係機関と連携し、魅力的な地域密着型商店の育成と経営支援に努めるとともに、まちづくりに調和した商業施設の立地・集積を促進します。

工業については、広域交通網の特性を活かした工業用地の確保と環境の整備を進め、先端・優良企業の誘致に努めるとともに、地場産業の育成・強化に取り組み、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

施策の内容

(1) 企業誘致の推進

寄島干拓地内への企業誘致を推進し、干拓地内の有効な土地利用を図ります。また、広域交通網の特性を活かした大規模な工業団地の造成を行い、環境に配慮した優良な企業の誘致を進めます。

(2) 既存の商工業の振興

商工会への支援を進め、関係機関と連携を取りながら商工業者の育成と経営支援・指導体制の強化を図り、地域に密着した活力ある地場産業の振興に取り組みます。

(3) 商工業立地環境の整備と商業施設の集積の促進

恵まれた広域交通網を持つ立地性を活かし、商工業がバランスを持って発展できるよう、まちづくりに調和した商工業施設が立地するための環境の整備により、その集積を促進します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
工業団地造成	—	平成23年度分譲開始

2 地域の特性を活かした農林漁業の振興

現状と課題

本市の農業は、温暖で豊かな自然環境に恵まれた中央部の平地では水稲と野菜類、北部と南部丘陵地では桃などの果樹類が、北部中山間地域では花きの栽培が行われています。

このように地域の特性を反映した農業ですが、本市の農家戸数は減少傾向にあり、平成17年の農家戸数は5年前と比較して約11%の減少となっています(2005年農林業センサス)。また、農業従事者については高齢化、後継者不足が顕著となっています。営農環境についても、商業施設の進出や宅地の造成により、虫食い状態の農地が生まれています。このような地域では、水稲から果樹や野菜の作目の転換や自己保全管理農地が増加しています。他方、水田が多く残る地域では、自家消費米の生産を中心に、果樹や野菜の栽培が行われていますが、ここでも人手不足による遊休農地の増加が懸念されています。

林業については、水源かん養や災害防止、生態系の保持など森林が持つ環境保全機能を維持確保するための計画的な森林整備を進める必要があります。

また、本市には小型機船底引き漁業の集積港である寄島漁港を有しており、県西南部における養殖業漁業の集積地ともなっています。県下の代表的な漁業基地として拡張整備が進められていますが、深刻な後継者不足や漁業就業者の高齢化、漁獲量の減少など水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

農家数

(単位：戸)

平成7年			平成12年			平成17年		
総農家数	販売農家	自給的農家	総農家数	販売農家	自給的農家	総農家数	販売農家	自給的農家
	2,568	1,098		1,470	2,175		851	1,324

資料：農林業センサス

海面漁業漁獲量

(単位：t)

	H12～13	H13～14	H14～15	H15～16	H16～17
漁獲量	717	809	862	759	758

資料：岡山農林水産統計年報

基本的方向

農業については、農道や用水路、ため池の整備など農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業従事者・後継者の確保・育成を図りながら、農業の生産性の向上を図ります。また果樹や植木をはじめとした地域の特産物のブランド化や安全・安心な地域農作物による地産地消を推進して、付加価値の高い特色ある農業の振興に努めます。

林業については、森林の水源かん養などの公益的機能の重要性を踏まえて、林業生産基盤である林道の整備など森林資源の適切な維持管理に努めます。

漁業については、水産供給基盤の整備のほか、漁業従事者・後継者の確保・育成に努め、水産資源の保全・育成、経営の安定化を進めます。

更に、地域の特産品をPRし販売する産地直売所の整備を進めるなど、安全で新鮮な農産物や水産物を市民に提供したり、加工・流通・販売の促進による交流機能の強化を図るための取り組みを行います。

施策の内容

(1) 農業生産性の向上

農家の多くが兼業ないし退職後の余暇活用・生きがい農業として行われていることから、地域の後継者の育成に加え、農業協同組合・農業普及指導センターなど関係団体と連携し、新規参入を含め、意欲ある担い手の確保や育成を図ります。

また、意欲ある農業者への研修会などによる情報提供や農業技術の支援を行います。

(2) 農業生産基盤の整備

農道、水路などの整備やため池の補強整備については、継続箇所のほか未整備箇所や危険箇所を取りまとめ、計画的に整備を進めます。

(3) 森林の保全整備

森林資源の育成促進や有害鳥獣被害対策、松くい虫防除対策を進めるとともに、計画的な林道整備を進めます。

(4) 漁業環境の整備

地域水産物供給基盤整備事業（寄島漁港）や井笠地区地域水産物供給基盤整備事業などの漁業環境の早期整備に取り組みます。また、漁業協同組合など関係機関との連携により漁業従事者・後継者の確保・育成に努めます。

(5) 地域特産物のPR

本市が有する地域の特産物をPRし販売する産地直売施設などの整備を進めるとともに、地産地消を推進し、一層の消費拡大を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
農道、水路等の整備	整備延長L=450m/年	整備延長L=600m/年
ため池の補強整備	2カ所/年	5カ所/年
林道の整備等	整備延長L=300m/年	整備延長L=400m/年
認定農業者数	66人	70人



3 魅力ある観光の振興

現状と課題

本市には、緑豊かな環境のもと、遙照山総合公園や岡山天文博物館などが整備されている遙照山・竹林寺山周辺や丸山公園、瀬戸内の景観と環境を持つ寄島園地のほか、日本の歴史公園100選に選定されているかもがた町家公園などの多くの観光スポットがあります。

しかしながら、観光客については、宿泊客の比率が低く、観光バスや自家用車で訪れる通過型観光客が大半を占めています。本市の歴史と文化や豊かな自然などを活かした地域ブランドを確立するなどにより、市内を周遊できるような個性的な観光の振興を図ることが求められています。

基本的方向

豊かな自然、星の科学とロマン、そして歴史文化の味わいが楽しめる市内の観光スポットに多くの人々が訪れるよう、観光資源をネットワーク化し、周遊性のある観光ルートの設定、観光PR、イベント情報などの提供に努めるとともに、観光資源の機能充実を図るなど、魅力ある一体的な振興に努めます。

また、地域の特産品を活かした新たな観光交流拠点の整備を進めます。

施策の内容

(1) 観光拠点の開発・整備

国道2号玉島笠岡道路(仮)金光IC周辺や瀬戸内海国立公園を有する寄島地域について、新たな観光交流拠点として個性豊かな賑わいの場としての整備を進めます。

(2) 観光振興の総合的な展開

観光資源のネットワーク化と周遊性のある観光ルートの設定などの機能充実を図って、多くの人々が訪れるような観光PRの促進に努めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
観光PRの促進	—	インターネット上の観光ルート等作成



第3章 安全・安心、ゆとりある生活のまち

1 安全を確保する防災体制の整備

現状と課題

市域に係る防災に関しては、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関などが処理すべき事務及び業務の大綱を定めた地域防災計画を基本として、防災活動の総合的かつ計画的な取り組みが必要です。

災害・危機に強いまちづくりは、防災計画の整備だけでは不十分です。防災を支える様々な人たちの防災力向上が重要であり、地域で暮らす人々が助け合う地域主導のネットワーク型のまちづくりが行えるよう、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施、ハザードマップの作成・周知など、市民へ分かりやすい情報提供、普及啓発を行っていく必要があります。

また、市民の生命、身体及び財産を守るため、国民保護計画に基づいた国民保護措置を総合的に推進する必要があります。

火災発生件数の状況

(単位：件)

	火災発生 件数	内 訳		
		建物	車両	その他
平成15年	22	13	4	5
平成16年	18	13	3	2
平成17年	17	9	4	4

資料：「消防年報」（笠岡地区消防組合）他

基本的方向

いつ発生するともれない災害に対し、市民、関係機関、行政が効果的かつ具体的な防災対策を実施し、人命の確保と経済的被害の軽減を図るための地域防災計画をもとに、地域主導のネットワーク型のまちづくりが行えるよう、市域の消防団などの自主防災組織の育成・強化や消防防災施設の充実を図るとともに、県・近隣市町・民間業者などとの応援協力体制を強化します。

総合防災訓練の実施やハザードマップの作成・周知など、市民へ分かりやすい情報提供、防災意識の普及啓発を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、市民の協力を得つつ関係機関と連携を図っていきます。

施策の内容

(1) 防災体制の育成・強化

(1) - 1 防災体制の確立

地域防災計画に基づき、行政と防災関係機関及び市民が一体となった防災体制を確立するとともに、災害発生時に地域で助け合える地域社会づくりを目指します。

防災行政無線について、市域全体で周波数を統一しデジタル化を図ります。

(1) - 2 消防団・自主防災組織の育成・強化

消防団組織については、実践的な訓練や研修などを実施するとともに、地域の実情に応じた活性化策を検討して団員確保に努め、消防団全体の活動能力の向上を図ります。

また、自主防災組織である女性防火クラブについては、市域全域での設置促進と活動の活性化支援に取り組み、組織率の向上を目指します。

(1) - 3 市民への情報提供・普及啓発

市域全域を対象としたハザードマップを作成し、全戸配布して防災意識の高揚を図るとともに、地域防災計画で指定された避難所案内板の設置や避難経路看板の設置により、災害に備えた避難誘導や避難場所などの情報提供と周知徹底を図ります。

また、災害時に対応可能な知識を習得できるよう関係機関と連携して総合防災訓練を定期的実施します。

(2) 消防施設整備の充実

消防団3方面団の消防施設及び機材の現状把握を行い、地域防災計画を踏まえた計画的な消防施設の整備を図ります。

(3) 国民保護措置の推進

国民保護計画に基づき、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災に関する体制を活用するとともに、関係機関との連携を図りながら総合的な推進を行います。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
行政防災無線の統合整備	—	平成22年度工事着手
自主防災組織率	54.2%	64.5%以上
ハザードマップの作成	—	平成19年度
避難所案内板の設置	—	平成19年度

2 治水・治山等防災対策の推進

現状と課題

治水対策において、瀬戸内海沿岸部では、異常気象などにより、高潮被害の危険性が増しており、本市では特に台風と満潮が重なることによって起こる高潮被害への対策として、堤防のかさ上げを実施しました。しかし、水門がない河川には海水の流入があり、そこから冠水被害が発生します。これを防ぐためには水門の設置や、高潮時に海へ排水を行うポンプの設置が必要です。

また、里見川などの内陸部の河川の多くは天井川となっており、大雨時には冠水被害が予測されるため改修やしゅん濇等が必要となっています。

治山対策では、山地災害の防止を図る必要があります。

また、現在、土砂災害防止法に伴う危険箇所の調査が岡山県により進められており、その調査結果を踏まえ、地すべり・急傾斜地崩壊対策などの防災対策を強化していく必要があります。

基本的方向

台風・大雨による洪水や冠水被害、また海岸部での高潮被害を防止するため、里見川をはじめとする河川の改修や、高潮時の排水対策事業などの治水対策と、砂防事業や地すべり・急傾斜地崩壊対策などの土砂災害防止事業を国・県と連携しながら実施し、防災機能の充実を図ります。

施策の内容

(1) 河川・水路などの整備・改修

河川の護岸整備を進めるとともに、高潮対策としての河川への水門及びポンプの設置を行い災害からの安全確保を図ります。

(2) 土砂災害対策の推進

砂防事業や地すべり・急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害防止事業を、国・県と連携しながら実施し、防災機能の充実を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
高潮時の排水対策 (水門)	12基	新設2基
高潮時の排水対策 (ポンプ)	4基	新設1基
河川護岸整備	—	800m



3 地域安全対策の推進

現状と課題

交通安全対策では、本市における交通事故（人身事故）の状況をみると、平成16年が319件、平成17年が294件となっており、近年減少傾向にあります。また、死亡事故の発生件数は減少しているものの、今後、交通事故発生件数とともに、交通死亡事故件数が増加していく可能性があります。

また、高齢社会の進展により交通事故に巻き込まれる高齢者も増加傾向にあります。こうした不幸な交通事故を防ぐため、関係機関との相互協力体制を確立して交通道德の高揚と交通安全思想の普及を推進するとともに、危険箇所への交通安全施設の整備など交通安全対策への取り組みが一層求められています。

防犯対策では、全国的に凶悪犯罪が多発する中、子どもやお年寄りが犯罪に巻き込まれるケースが増加しており、犯罪に対する安全性の確保が重視されています。警察署や地域防犯団体などと連携を取りながら、犯罪を未然に防止し、市民の自主防犯意識を高めることが必要です。

また、平成18年度に導入した防犯パトロールカーによる安全パトロールの実施や、夜間の犯罪を未然に防止するための安全灯（防犯灯）の設置などを行って、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進することが課題です。

交通事故発生件数の状況

(単位：件、人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総事故件数	1,047	958	945	916
人身事故件数	325	296	319	294
死亡者数	2	7	6	4
負傷者数	412	386	434	374

資料：玉島警察署調べ

基本的方向

狭隘道路の拡幅など地域内の身近な道路整備を進めるとともに、歩道の整備、歩道と車道との段差の解消、カーブミラーなどの交通安全施設整備により、誰もが安全で利用しやすい道路交通環境の整備を図ります。

また、各関係機関と連携し、街頭指導や幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室などを実施して、交通安全意識の高揚を図ります。

更に、地域の安全性を確保するため、安全灯（防犯灯）の設置などにより防犯対策を推進するとともに、防犯パトロールカーによる安全パトロールの強化、警察署やその他の関係機関などとの協力により、各家庭・各地域・各小学校区単位などでの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみでの防犯体制の充実に努めます。

施策の内容

(1) 交通安全対策の推進

(1)-1 交通安全施設の整備

子どもや高齢者などの交通弱者が安心して通行できるよう、カーブミラーや転落防止柵などの整備に努めます。

(1)-2 交通安全教育の推進

関係団体などとの連携を更に深めながら「交通安全県民運動」を中心に交通安全意識の高揚に努めていきます。

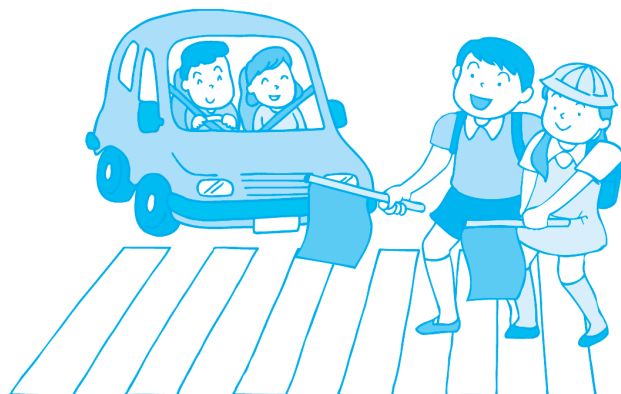
(2) 防犯対策の推進

地域の安全性を確保するため、今後とも警察署やその他の関係機関などとの協力により、各家庭・各地域・各小学校区などでの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみで防犯体制の充実に努めるとともに、防犯パトロールカーによる安全パトロールを強化していきます。

また、夜間における犯罪危険箇所を把握し、効果的な安全灯（防犯灯）の整備に努めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
交通事故発生件数	916件／年	750件／年
死亡事故件数	4件／年	0件／年



4 ゆとりある住環境の形成

現状と課題

市民が安全・安心でゆとりある生活を実感できる住環境を創出するためには、市民に身近な生活道路や憩いの場である公園・緑地などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的・計画的な整備とユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することが必要となっています。

また、市営住宅については、現在市内に102戸が整備されていますが、老朽住宅の修繕や火災報知機の設置など社会情勢の変化や実情に即した適切な維持管理・再編整備を行うことが必要です。

基本的方向

ゆとりある生活環境の創出へのニーズに対応するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを基本に生活基盤の整備を進めます。

住宅については、質の高い宅地や住宅の供給を促進するとともに、公営住宅の適切な維持管理、再編整備を図ります。

生活に密着した道路については、生活の安全性と利便性を高めるため、計画的な生活道路の新設・改良を推進します。

また、身近に利用できる公園などの整備や市街地の緑化を進めるとともに、里見川などの水辺の空間を活かした河川環境の整備などにより、市民の憩いの場として自然とふれあう空間の形成を図ります。

更に、歴史的建造物の保存・活用による良好なまちなみ景観の形成など、計画的な生活空間づくりに取り組み、地域の特性を活かした住環境の形成を推進します。

施策の内容

(1) ユニバーサルデザインによる生活基盤の整備

すべての市民が安全・安心でゆとりある生活を実感できる住環境を確保するため、生活道路や公園、緑地などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた整備を進め、ユニバーサルデザインによるまちづくりを目指します。

(2) 公営住宅の適切な管理・運営、再編整備

老朽化している市営住宅の修繕や火災報知機の全戸設置など実情に即した適切な管理・運営と再編整備を進めます。

(3) 生活道路の整備

市民の生活に密着した生活道路である市道については、市民の利便性向上と市域の一体性の確保のため、安全性や渋滞緩和などを考慮しながら、計画的に新設・改良と維持・補修を進めます。

(4) 公園・緑地などの整備

市民の憩いの場、ふれあい・交流の場として、身近に利用できる公園などの整備を進めるとともに、親水性豊かなうるおい空間として、里見川などの緑道公園の整備を進めます。

また、公共墓地については市内の墓地需要の状況などを勘案しながら整備について検討していきます。

(5) まちなみ景観の形成

都市機能と歴史が調和した良好なまちなみ景観の形成と、地域の特性を活かした住環境の創出を目指します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
自動車交通不能延長	18,646m	16,800m
歩道延長	24,500m	26,000m
里見川緑道公園の整備	—	200m

5 上・下水道の整備

現状と課題

上水道については、良質な水を安定して供給するため、水道施設の拡充・整備に取り組んできましたが、近年社会情勢の変化を背景に水需要は減少傾向にあります。このような中、老朽化した水道施設の修繕・更新の時期を迎えようとしています。また、水道管は旧町で整備されたものであるため各町間の接続がなされていません。そのため、災害時において水道水の相互融通が出来ません。こうした課題を解決し、合理的かつ適切な水道施設の整備と効率的な維持管理による水道事業の健全な運営を図ることが必要です。

下水道は、金光、鴨方、寄島の3つの処理区からなり、処理区ごとに終末処理場を整備し、汚水を処理しています。管渠の整備についてはその進捗状況を示す人口に対する普及率は、市全体で46.4%です。今後は、旧町境付近の地形などを考慮して処理区を見直し、あわせて全体計画の変更を実施し、経済的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。

また、下水道の利用状況については、管渠の整備済み地域内で、排水設備を下水道に接続している接続率は、平成17年度末現在68.2%となっており、なお一層の接続率の向上への啓発などに努める必要があります。

更に、合併処理浄化槽の設置に関しては、公共下水道の認可区域外において10人槽以下の小型合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付し、設置を推進しています。今後も補助事業を進めていくうえで浄化槽に対し、理解を深めてもらえるよう、啓発活動をしていく必要があります。

上水道整備状況

(単位：人、%、m)

行政区域 内人口 (A)	上水道		簡易水道		専用水道		合計		年 間 総配水量 (千m ³)	普及率 B/A× 100
	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口(B)		
38,575	1	36,876	0	0	1	90	2	36,966	3,442	95.83

注) 平成18年3月31日現在
行政区域内人口は住基人口+外国人登録人口

資料：水道統計及び水道課調べ

下水道等整備状況

(単位：人、%)

行政区域 内人口 (A)	排水・処理人口					普及率 B/A× 100
	公共下水道	集落排水施設	コミュニティプラント	浄化槽	計(B)	
38,575	17,899	—	—	5,304	23,203	60.2

注) 平成18年3月31日現在
行政区域内人口は住基人口+外国人登録人口

資料：公共施設状況調査

基本的方向

上水道については、良質で安全な水を安定的に供給するとともに、災害時における適切な対応ができるよう水道施設などの整備に努めます。

また、下水道については生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道事業など適切な整備手法の採用により計画的な整備を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進などにより生活排水処理対策を推進します。

施策の内容

(1) 上水道の安定供給

将来計画を踏まえ老朽化施設の改修、下水道整備に伴う移設など計画的に整備を行っていきます。今後も安全で良質な水の安定供給を行い、災害時に適切な対応ができるよう水道施設などの整備に努めます。

(2) 下水道などの整備

(2) - 1 公共下水道の整備促進

現在の公共下水道事業全体計画に基づき、金光・鴨方処理区においては平成32年度の完成を目指します。

(2) - 2 合併処理浄化槽の設置促進

現在、金光地域約440基設置、鴨方地域約760基設置、寄島地域約150基設置しており、今後も公共下水道の認可区域外のエリアに対して補助金を交付し、引き続き設置を推進していきます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
下水道処理 (面積)	670ha	932ha
” (整備率)	53%	73%
合併処理浄化槽の設置	1,350基	1,625基



第4章 自然、環境が大切にされ、活かされるまち

1 豊かな自然環境の保全

現状と課題

現在、温室効果ガスの抑制のためエコドライブ・エコライフオフィスの取組推進、普及啓発活動や、市民と協働して各地域でクリーン作戦を実施し、清掃活動を通じて環境保全意識の高揚に努めています。このほか、金光地域では里見川周辺で清掃活動を行う「金光町グリーンガード」を実施し、効果をあげています。今後はこのような取り組みを全市に広めていく必要があります。

また、地球温暖化防止などの諸問題に対しても、積極的な取り組みが必要です。市内ではごみの不法投棄など、モラルの低下が原因と思われる事例が多発しています。環境保全などへの道徳心を高めるためにも、今後より一層、環境教育に取り組む必要があります。

基本的方向

本市には、豊かな山林をはじめ河川や海など、水と緑の多様な自然環境があります。これらの恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくため、市民ボランティアによる清掃活動など、市民と行政が連携・協働して自然環境や動植物の保護・生息環境の保全に努めます。

また、地球温暖化防止のため、地球温暖化対策実行計画を策定して、情報の提供や意識の啓発、環境学習など積極的に取り組み、省資源・省エネルギーを推進して地球にやさしい環境づくりに努めます。

施策の内容

(1) 自然環境、動植物の保護と生息環境の保全

自然環境美化に対する市民の意識を高め、クリーン作戦などの取り組みを全市に広げて、清潔で美しいまちづくりを進めます。

また、本州唯一といわれるアッケシソウ（絶滅危ぐ種）自生地保護に取り組む「アッケシソウを守る会」などのような市民主体の自然を守る活動とも連携し、市内の自然や動植物の保護と生息環境の保全に取り組めます。

(2) 自然環境を活用した環境教育の推進

学校における環境教育を推進するとともに、自然とのふれあいの場、環境学習の場としての水辺の楽校などの施設の有効利用や、山・海の持つ多面的な資源性を活かすとともに、岡山天文博物館などの施設を活用し、青少年だけでなく多くの市民が、環境について学ぶ機会を充実します。

(3) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化対策実行計画を策定して、市民と行政が協働して省エネルギーなどを推進し、温室効果ガスの削減など地球温暖化防止活動を積極的に推進します。また、学校での環境学習にも取り組みます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
「グリーンガード」の取り組み	金光地域	全市域
地球温暖化対策実行計画の策定	—	平成23年度まで



2 資源を大切に作る社会の形成

現状と課題

ごみの減量とリサイクルの推進は、環境への負担軽減や資源の有効利用など地球環境保全の意味からも重要な課題となっています。

近年本市においても、生活の急激な変化などにより、廃棄物排出量が増加傾向にあります。可燃ごみについては、家庭からの排出量は、ここ数年横ばい状態ですが、大型店の出店などにより事業系廃棄物が増加しています。不燃ごみについては、リサイクルの推進などの効果により年々減少していますが、現在の金光一般廃棄物最終処分場、岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地とともに残余年数に限りがあり、また、新たな処理施設の選定が困難であるため、収集体制を含めた大幅な改革が必要となっています。

今後、環境に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業所と連携しリデュース・リユース・リサイクルの推進を強力に進めていくことが重要となっています。

また、現在市内地域間でごみ収集事業の違いがあるため、早期に統一を図る必要があります。

基本的方向

一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を行います。

地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物をゼロにするというゼロエミッションの考え方にに基づき、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの分別収集の徹底や再資源化・リサイクル化の更なる推進と適正な処理を図り、廃棄物の排出量の抑制を推進します。

施策の内容

(1) 一般廃棄物処理計画の策定

市内のごみ、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を計画的に進めるため、一般廃棄物処理計画を策定し、市域の一体的な収集・処理システムを構築します。

(2) ごみの減量化・再利用・リサイクル化の推進

(2)-1 分別収集の徹底

市域において一体的、効果的に資源を分別収集するため、リサイクル品目や資源ごみ品目を統一して、市民・事業者と協働して収集率のアップを目指します。

(2)-2 ごみ減量化の推進

廃棄物減量等推進審議会の発足により、ごみの有料化（ごみ袋の販売価格）の見直しや再資源化を推進し、ごみ減量化を推進します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19～H23)
一般廃棄物処理計画の策定	各一部事務組合で策定	平成20年度着手
ごみ収集システムの統一	—	平成23年度までに全市統一 (収集品目・回数・料金等)





第5章 健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち

1 生きいきと暮らせる保健・医療体制の充実

現状と課題

健康診断や健康相談、健康教育など各種健康づくり事業を推進し、生活習慣病予防改善、病気の早期発見を重点にした対策を進めているところですが、平成20年の医療法改正に伴い、健診が保険者に任せられ、基本健診の内容も生活習慣を改善するための対象者のリストアップのための健診に変わっていきます。そのため、生活習慣病を予防する生活習慣の取り組みができる保健指導の体制づくりが求められています。がん検診なども継続して実施する必要があります。

少子高齢社会の中で、介護予防事業は市民の幸せにつながっていくことであり、これからも対象者の選定、市民のニーズに沿った事業の展開が必要です。

健康づくり事業については、健康福祉センターにトレーニングルームがあり、毎日たくさんの市民が利用しています。しかし、実施会場スペースの新規確保、事業の有効活用などが課題となっています。

また、市民の要望として「保健・医療・福祉サービスが充実した、安心して暮らせるまち」を望む声が一番多く、要望に沿った施策を実施していく必要があります。

医療施設数

(単位：カ所、床、人)

医療施設数				ベッド数	人口10万人当たり		医師数	歯科医師数
合計	病院	診療所	歯科診療所		病院・診療所数	歯科診療所数		
34	3	17	14	247	7.4	5.2	35	20

注) 平成18年3月31日現在

資料：医療施設調査

基本的方向

健康診断や健康相談、健康教育など各種健康づくり事業を推進し、疾病予防、早期発見を重点にした対策を進めるとともに、介護予防・健康づくりの場の充実を図ります。

また、市民が安心して医療を受けられるよう、近隣市町と連携した夜間・休日・救急医療体制の強化並びに質の高い地域医療などに取り組み、安心して暮らせる総合的な医療体制の充実を図ります。

施策の内容

(1) 生きいきと暮らせる健康づくり

(1) - 1 各種保健事業の充実

各種検診、健康相談、健康教育など各種健康づくり事業を実施しているほか、夜間・休日救急医療体制については広域で実施し、質の高い医療が受けられる体制が整っています。

今後も、国民健康保険、高齢者支援施策などと連携し、介護予防・健康づくりの事業の充実を図っていくとともに、生活習慣病予防のため個別健康教育を実施していきます。

(1) - 2 介護予防・健康づくり施設の充実

介護予防事業として通所型介護予防事業を実施しており、今後は、介護予防・健康づくり施設の充実を図りつつ、トレーニングルームの有効活用や新たな介護予防事業に取り組みます。

(2) 医療体制の充実

浅口医師会に委託し、休日当番医を実施しているほか、広域で第2次救急医療体制を敷いており、今後も、現体制を維持・強化しつつ、市民が安心して暮らせる総合的な医療体制の充実を図っていきます。

(3) 食育の推進

食育基本法が制定されるなど、食育については子どもから高齢者までに共通した全国的課題となっているとともに、健康の源でもあります。

食育に関する市民の実態調査を実施し、問題点を明らかにした上で、市としての食育推進計画を策定します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
乳幼児健診受診率	80%	85%
健康教室参加者数	130人	300人
健康診査・がん検診受診率	40%	50%
介護予防事業の会場数	1カ所	3カ所
健康づくり施設数	1カ所	2カ所
食育推進計画の策定	—	平成21年度

2 支えあう地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化、生活様式や価値観の変化により、地域における相互扶助機能が低下する一方で、保健や福祉に対するニーズが増大・多様化しており、地域社会の果たす役割は非常に大きく、欠かすことのできないものになっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らが積極的に福祉に係わり、相互に助け合う地域福祉活動の推進が不可欠であり、市民・事業者・行政がともに手を携えて、地域福祉を充実していく必要があります。

基本的方向

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、助け合い、地域全体で福祉を支える社会を目指します。

そのため、福祉に対する理解と関心を高めるとともに、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動を支援します。

施策の内容

(1) 地域福祉の充実

(1) - 1 地域福祉計画の策定

本市の福祉全体の進むべき方向を明らかにする総合的な計画として、高齢者・障害者・児童に関するそれぞれの個別計画と整合を図りつつ、市民参画のもとに地域福祉計画を策定します。まず個別計画の事業評価や地域福祉推進体制づくりなどについての検討を始めます。

(1) - 2 社会福祉協議会の活動支援

地域における福祉活動を推進するため、地域福祉ネットワークの構築やボランティア活動など、社会福祉協議会事業の充実強化に向けた支援と連携を図っていきます。

(2) 地域福祉意識の啓発

すべての人が互いに思いやる、ノーマライゼーション*の理念が実現された地域社会を構築するため、広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した広報活動の充実により、市民の地域福祉意識の啓発や福祉活動への市民の積極的な参加意識の醸成を図っていきます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
福祉活動ボランティア登録者数	774人	1,000人
ボランティア団体数	32団体	50団体



* ノーマライゼーション：障害のある人もない人も社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方。

3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢化率は平成17年度で26.1%に達し、全国や県の状況を上回って進行しており、今後も高齢化率は一層上昇していくことが予測されます。中でも75歳以上の後期高齢者の占める割合が増加しています。

平成12年度から始まった介護保険制度は定着しつつありますが、要介護（要支援）認定者の約4割が軽度（経過的要介護・要支援1～2・要介護1）であることなどから、介護予防の重要性が指摘されています。また、認知症のある高齢者や独居高齢者、高齢者世帯の増加により、権利擁護事業の充実が求められています。

平成18年4月からは、介護保険制度改革のひとつとして、介護予防事業（地域支援事業）に取り組んでいます。一人ひとりの高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の自立を支援し、要支援・要介護状態になることを予防する体制として、地域包括支援センターの機能充実を図っていく必要があります。併せて、支援を必要とする高齢者・障害者・子どもなど、すべての市民が家庭や地域において、その人らしい自立した生活ができるよう、地域全体で支援する体制づくり・地域づくりが重要です。

以上のことを実現するため「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を積極的に推進していくことが求められています。

要介護認定者数の状況

(単位：人)

	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	357	447	294	234	239	242	1,813
第2号被保険者	1	16	11	8	10	9	55
合計	358	463	305	242	249	251	1,868

注) 平成18年4月1日現在

資料：介護保険事業状況報告

ひとり暮らし高齢者の推移

(単位：人)

平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
561	688	852	1,026

注) 単身世帯、65歳以上

資料：国勢調査

基本的方向

高齢者が生きがいを持って安心して暮らすことができるよう「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」のもと、介護予防及び生活支援、健康・生きがいづくり・仲間づくりのための諸事業を積極的に推進します。また、介護が必要な高齢者や家族が安心して良質な介護サービスを受けることができるよう、情報提供や認定・相談体制の整備とともに、要介護者の重度化防止や介護予防事業に取り組みます。

高齢者サービスの総合相談窓口となる地域包括支援センターの整備・充実を図り、サー

ビス提供体制の充実、介護予防の取り組み、高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を推進します。また、支援を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見・早期対応に向けて、各種団体、関係機関などとの相互連携、連絡調整に努め、支援を必要とするすべての市民の生きいきとした暮らしを総合的に支えるために、地域における課題の解決協議の場づくり（地域ケア会議など）の設置や地域全体の地域包括支援体制づくりに取り組みます。

施策の内容

(1) 高齢者生きがいづくりの推進

老人クラブ、地区のサロン、ボランティア活動、各種講座、高齢者事業、生涯学習などに対する支援や連携を図り、地域間・世代間の交流やボランティア活動など、地域のふれあい活動を通じた高齢者の社会参加を促進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

地域包括支援センターを中心に、総合相談、介護予防、介護予防支援、包括的ケアマネジメント、権利擁護事業などに取り組んでおり、今後も、要支援・要介護者の増加を抑えるため、地域支援事業などの推進により、予防重視型のケアシステムの構築を図っていきます。

(3) 介護サービスの提供体制の充実

独居高齢者や認知症の高齢者などができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備促進を図っていきます。

(4) 地域包括支援体制の構築

保健・医療・福祉・介護の各機関の連携や地域全体で支える体制づくりを目指し、支援を必要とするすべての市民が地域でその人らしい生活ができるよう考える場として、町単位の「地域ケア会議」や地区単位・市民主体の「小地域会議」を設置するとともに、その機能強化と活性化を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
小規模多機能型居宅介護事業所	—	3カ所
要支援や要介護を必要としない高齢者の割合	82.25%	77.70%

4 きめ細やかな障害者福祉の充実

現状と課題

本市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は人口の約5%となっており、手帳所持者以外にも加齢による身体機能の低下、発達障害、難病などにより、生活に不安や困難のある人が相当数いると考えられます。現在、移動助成事業や障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を展開し、障害者の自立と社会参加を促進し、在宅支援においても同法に基づく新しいサービス体系への移行を進めています。

これらすべての人が、ノーマライゼーションの理念のもと、充実した暮らしを送れるよう、個々人の状況にきめ細やかに対応できる施策展開や広報活動による障害者福祉意識の啓発が必要です。

障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者手帳	1,335	1,374	1,415	1,517
療育手帳	157	165	175	184
精神障害者保健福祉手帳	68	80	87	85

資料：岡山県・岡山県精神保健センター調べ

基本的方向

障害者が家庭や住み慣れた地域で自立した暮らしができる社会を実現するために、障害者の社会参加を促進するとともに、保健・医療と連携したきめ細やかな福祉サービスの提供を推進します。

また、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、障害者・市民・ボランティアなどの交流を推進します。

施策の内容

(1) 障害者の自立と社会参加の促進

障害のある人の就業支援や地域活動、文化活動などの参加機会への支援に取り組むとともに、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、相談支援体制やサービスの提供体制の整備を進めます。

障害者のニーズを見極めながら地域生活支援事業の充実を図ります。また、働くことを望んでいる障害者に就労の機会が確保され、職場へ定着できるよう関係機関との連携を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

障害者が家庭や地域で安心して快適な生活を送ることができるよう、地域特性を十分に考慮しながら地域生活支援事業などを展開し、必要な障害福祉サービスが十分行き渡るよう関係機関との連携強化を図り、在宅福祉サービスを充実します。

障害の程度や生活の状況に応じたサービスが提供できるよう、在宅福祉サービスの質的・量的な充実に努めます。

(3) 障害者福祉意識の啓発

障害に関する正しい知識と認識を深める啓発と広報活動及び偏見と差別をなくす福祉教育を充実します。

広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した啓発や広報活動を充実し、障害に関する正しい知識と認識を広めるとともに、交流の場を充実し障害に対する理解促進を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
施設入所者数 (地域生活への移行)	54人	49人
退院可能精神障害者数 (地域生活への移行)	25人	4人
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	4人

5 安心できる子育て支援の推進

現状と課題

核家族化や少子化の進行により、家庭や地域での子育て環境が変化をしていく中で、若い世代が安心して子育てができる環境づくりが必要です。

本市においては、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを図っていくため、延長保育実施保育所を増やすとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、合併後に保育料引き下げや、乳幼児医療費無料化の対象年齢を引き上げました。これらに加え、多様化する保育ニーズに対応するため、「つどいの広場事業」をより多くの市民に有意義に活用されるように、PRや事業内容の工夫をし、子育て中の親子のつどいの場を提供しています。

今後、「保育所の民営化」をはじめ、「特別保育事業」「つどいの広場事業」「各種保育サービス」など、それぞれの発展・充実が課題となっています。また、児童が利用しやすい公園の整備や「放課後子どもプラン」への検討も進めていく必要があります。

これからも親子クラブ、つどいの広場、保育所、幼稚園、放課後児童クラブへと就学前から小学生までの子どもの伸びやかな発達と、その保護者の仕事と子育ての両立が容易にできるよう子育て支援に取り組んでいく必要があります。

保育所の状況

(単位：人)

公立保育所			民間保育所		
箇所数	定員	入所児童数	箇所数	定員	入所児童数
4	210	178	2	180	200

注) 平成18年4月1日現在

資料：保育所措置台帳

基本的方向

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って育てるために、地域全体で子育てを支援していく体制づくりや、仕事と子育ての両立が容易にできるような環境整備が重要です。そのため、多様化する保育ニーズに対応した保育施設・児童福祉施設などを整備するとともに、特別保育事業の充実に努めます。

また、預かり保育事業や放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

更に、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子ども同士の遊び場や世代間のコミュニケーションが図れるふれあいの場としての公園の整備を進めます。

施策の内容

(1) 特別保育事業の拡充

多様化する保育ニーズに対応した子育て支援として、市内保育所における延長保育や乳児保育、一時保育などの特別保育事業について、保護者の保育ニーズを捉えながら、実施保育所の増加など、順次選定し実施を図ります。

(2) 保育サービスの充実

子育て中の親子が気軽につどい、互いに交流し、子育ての悩みや不安を解消する施策として、つどいの広場、地域子育て支援センターの実施場所の増加を図るとともに、ファミリーサポートセンター、ショートステイ事業、特定保育事業、休日保育、病後児保育などに関する保護者ニーズの把握や事業化計画の作成検討など、次世代育成支援行動計画に基づき、計画的に保育サービスの充実を進めます。

(3) 預かり保育、放課後児童健全育成事業の充実

全幼稚園で実施されている「預かり保育」については、既に実施している事業について各幼稚園間の差異について調整していきます。「放課後児童健全育成事業」については、未実施校への対応も含め、各児童クラブ間の実施内容の差異について調整し、平成19年度から実施します。

また、平成18年度に国の方針で示された「放課後子どもプラン」については教育委員会と子育て支援課が連携しながら「地域のあらゆる子どもたちの放課後における安全で健やかな居場所づくり」を目指して、地域の実情や他市町村の動向を見ながら推進していきます。

(4) 公立保育所の民営化・施設整備

合併協議会においての合意事項となっている保育所の民営化については、公設民営、民設民営、統合など様々な方法や選択肢があることから、多様な保育サービスの充実に向け本市にふさわしいあり方を検討・選択した上で、民営化計画を作成し、順次着手していきます。

また、老朽化している保育施設などについては、今後、民営化などを視野に入れながら、新・増・改築整備計画を作成し、整備を進めていきます。

(5) ふれあいの場としての公園などの整備

遙照山総合公園や丸山公園、三ツ山スポーツ公園、天草公園などの公園にも児童向けの遊具を設置した遊び場があり、また、各地域のちびっ子広場なども整備をしてきている現状を踏まえた上で、今後の公園整備について、子育て世代の実情に応じた検討を進めていきます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
放課後児童健全育成事業	6校	7校
延長保育実施保育所数	4園	6園

6 社会保障の充実

現状と課題

○生活保護

景気の長期低迷やそれに伴う企業の人員整理などにより、生活保護受給者は増加傾向にあります。平成18年9月には114世帯、148人が生活保護を受給しており、これは市民1,000人当たり3.8人になります。

この114世帯を類型別に見ると、高齢者世帯60世帯(52.6%)、母子世帯4世帯(3.5%)、障害者世帯14世帯(12.3%)、傷病者世帯32世帯(28.1%)、その他世帯4世帯(3.5%)となっています。また、114世帯のうち94世帯が単身世帯で、特に高齢者世帯60世帯では、そのうち55世帯が一人暮らしです。

これらのことから、生活保護制度の適用により、高齢者や障害者、一人暮らしなど、収入が少なく社会的に弱い立場の方の生活の安定を図っていく必要があります。

生活保護世帯数の推移

(単位：世帯)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
110	118	119	124

注) 年間延べ生活保護世帯数を月数で除したもの

○国民健康保険

本市の国民健康保険加入世帯数は、高齢化の進行や長引く景気の低迷などの影響を受けて、年々増加傾向にあります。さらに「団塊の世代」による大量退職者が見込まれる中、医療費の増大や税収の低下等、国保財政への圧迫が懸念されており、今後より一層、医療の適正化や安定的な事業運営を推進していく必要があります。

国民健康保険加入世帯数の推移

(単位：世帯)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
6,749	6,948	7,184	7,413

資料：国民健康保険事業報告書(事業年報)

基本的方向

生活保護制度は、最低限の生活を保障する「最後の安全網(セーフティネット)」という重要な役割・機能を担っているものであり、この制度を適正かつ効果的に実施することにより、最低限の生活の保障と被保護世帯の自立助長に取り組みます。

国民健康保険については、レセプト点検により医療費の適正化に努めます。また、国の方針に添って特定健康診査・特定保健指導などを行い、健康保持に努め疾病を予防するとともに、早期発見・早期治療により市民の健康保持増進を図ります。また、国民健康保険税の収納率確保・向上に努め健全運営に努めます。

施策の内容

(1) 自立支援プログラムの策定

生活保護における被保護世帯の生活状況を把握するとともに、世帯の自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。そして、そのプログラムに基づき個々の被保護者について必要な支援に取り組みます。

(2) 保健事業の充実

特定健康診査、特定保健指導について、医療機関や関係機関との連携による健康づくりや疾病予防などの保健事業を推進して、疾病の早期発見、早期治療に努め、医療費の抑制に努めます。

(3) 医療費の適正化の推進

診療報酬明細書（レセプト）の内容について、レセプト点検員により過誤請求、重複請求などの点検を行うとともに、関係機関と連携し健康管理の促進に努め、制度の円滑かつ適切な運営を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
自立支援プログラム （若年者の自立意欲喚起事業）による支援	延べ1世帯	延べ7世帯
特定健康診査	—	70%（平成20年度～）



第6章 豊かな心、広い視野、地域文化を育むまち

1 健やかな心を育む学校教育の充実

現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、家庭においても少子化や核家族化のため、人とかかわる機会が減ってきています。人間形成の基礎となる幼児期の教育や学校教育において、地域に開かれた学校づくりが大切であり、学校・園・家庭・地域社会が一体となって子どもたちの健全な心を育成する体制づくりが、より一層重要となってきました。

幼稚園・小学校・中学校の状況

(単位：園、校、学級、人)

幼稚園				小学校			中学校			
園数		学級数	園児数	学校数	学級数	児童数	学校数		学級数	生徒数
公立	私立						公立	私立		
5	1	21	493	8	79	2,008	3	1	48	1,493

注) 平成18年5月1日現在

資料：学校基本調査

基本的方向

幼児期の教育は、その後の人格形成において大きな影響を及ぼします。そのため、地域や各家庭との連携により、幼児の健やかな心を育む教育環境の整備を推進します。

学校教育については、自らが興味を持ち、学ぶ意欲を創出するよう、児童・生徒の主体的・創造的な学習を促進するなど、創意工夫による特色ある教育を推進します。また、生きる力を育成するために、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・園・家庭・地域社会が一体となって子どもたちの健全な心を育む体制の構築に努めます。

学校施設については、規模の適正化などの検討を加えながら、計画的な整備と有効利用を進めるほか、安全で快適な学校生活が送れるよう学校施設の整備・改修を順次進めます。

施策の内容

(1) 学校施設の整備・充実

(1) - 1 小・中学校大規模耐震改修

耐震診断優先度調査を実施し、優先度の高いところから、耐震診断、改修を進めていきます。

(1) -2 屋外教育環境の整備

子どもが安心してのびのびとスポーツや外遊びが行えるよう、グラウンド整備など進めていきます。

(1) -3 給食施設の改修・整備

施設の実状に合わせながら、改修・整備を進めます。

(2) 学校教育の充実

(2) -1 教育相談体制の充実

現在、鴨方地域では毎月第2・第4土曜日に、金光・寄島地域でも毎月第1土曜日に教育相談を行っています。これらの利用状況などを踏まえ、今後も適宜、相談体制の充実を図っていきます。

(2) -2 学習指導内容の充実

各学校において、学習指導要領にそった計画的な学習指導が実施されています。

今後も、各学校が、それぞれの実態に合った適切な研究主題を設定し、研究を充実していくとともに、研究成果が十分現場で活かされるように努めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
小・中学校の耐震診断実施率	60.9%	63.0%
教育相談	3カ所・各1~2回	3カ所・各2回



2 豊かな人生を育む生涯学習の充実

現状と課題

現在、これからの地域社会づくりに求められている協働の姿として、地域の市民やボランティア団体、民間事業者、行政などがお互いに協力して、「アイデア」と「汗」を出し合いながら地域振興上の共通課題に取り組むことが求められています。

そこで、地域社会づくりを担う市民一人ひとりが、それぞれの地域でアイデアや意見を積極的に出し合い、交流し合うことにより、地域社会づくりに寄せるお互いの思い、エネルギーを一層高めていくことができるよう、生涯学習の推進を図っていく必要があります。

主な生涯学習・文化施設の状況

(単位：カ所)

文化会館等	公民館	図書館	博物館・資料館
2	5	2	3

注) 平成18年4月1日現在

資料：公共施設状況調

基本的方向

市民の一人ひとりの主体性や自発性に基づき、生涯を通じて学ぶことでより豊かで充実した人生を送れるよう、生涯学習機会の拡充や、学習内容の充実を図ります。

生涯学習活動や地域活動の拠点となる公民館や図書館などについては、施設間のネットワーク化と施設の整備・充実を図ります。また、学習成果の発表の場や活動機会の情報提供などの充実に努めます。

青少年の健全育成については、家庭や学校、地域が一体となった社会環境づくりに取り組み、青少年を育成・指導する人材の養成・確保に努めます。

施策の内容

(1) 生涯学習の充実

(1) - 1 各種講座・講演会の充実

中央公民館・金光公民館・寄島公民館にて公民館講座(26講座)を実施しています。これらの講座の利用状況や市民の意向を考慮し、必要があれば講座の入替も検討するなど、充実を図ります。

また、公民館講座卒業生が自立した学習グループになるよう、支援していきます。

(1) -2 生涯学習情報提供の推進

年2回生涯学習情報誌を発行し全戸配布しています。また、各公民館において生涯学習情報コーナーを設け、生きた情報を提供しています。

今後は、ITを活用した学習情報提供機能（市ホームページ含む）の整備・充実など、多様な方法による情報提供の拡充を図ります。

(2) 生涯学習施設の整備

(2) -1 図書館機能の強化・図書館ネットワークの構築

金光さつき図書館、鴨方図書館、寄島公民館図書室の貸出・蔵書管理システムの一体化を実施し相互ネットワーク化を図り、利用者の利便性向上に努めます。

(2) -2 公民館、図書館などの整備・充実

生涯学習活動や地域活動の拠点である公民館、図書館などの施設について、バリアフリー化や改修などを進めます。

(2) -3 青少年健全育成団体の活動支援

青少年健全育成活動の活性化を図るため、地域ごとの育成団体が活動を続けています。

また、「子どもを育む推進委員会」を設置し、家庭・学校・地域・企業・行政が相互に連携協力し、子どもの育成に係わっています。

今後は、団体活動の活性化を図るとともに、組織を再編し、市青少年育成活動協議会を立ち上げて3支部制にし、相互に連携を取りながら育成事業を推進していきます。また、「子どもを育む行動計画」を、平成19年度を目途に策定します。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
市ホームページによる生涯学習情報提供	—	平成22年度開始
図書館ネットワークの構築	—	平成19年度より着手 （蔵書管理、貸出システム）
子どもを育む行動計画の策定	—	平成19年度

3 スポーツ活動の振興

現状と課題

市民が手軽にスポーツを楽しめるよう、寄島の三ツ山スポーツ公園に併設されたフットサル場や、金光スポーツ公園の付帯設備の拡充など、市内のスポーツ・レクリエーション施設を充実させるための整備や検討を進めています。

また、施設の有効利用を促進するために、公民館など各拠点施設において、市内全域の施設が予約できるようなシステムの構築が必要となっています。

体育協会や、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体については、組織の統合が進み、現在では市体育協会として諸々の課題を解決しながら、数多くの活動を展開しています。

また、平成20年度内を目標に「総合型地域スポーツクラブ」の設立を計画しており、現在は設立準備委員会の設置を検討しています。

主なスポーツ施設の状況

施設	箇所	施設	箇所
体育館	3	テニスコート	5
プール	2	武道館	2
野球場	1	フットサル場	1
ふるさとかもがたプラザ	1	運動場	6

注) 平成19年4月1日現在

基本的方向

市民が生涯を通じて手軽にスポーツを楽しめるよう、天草公園や金光スポーツ公園、三ツ山スポーツ公園などの既存スポーツ・レクリエーション施設の有効利用や施設の整備・充実を進めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、体育協会やスポーツ少年団などの各種団体への支援・指導者の育成などに努めます。

施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

各種スポーツ・レクリエーション施設を充実させるための整備や検討を進めます。

また、利用者の利便性向上や施設の有効利用を図るため、公民館など各拠点施設に市内体育施設予約システムを構築します。

(2) スポーツ活動の振興

(2) - 1 各種スポーツ団体の育成・支援

スポーツ指導者養成研修会を開催するなど、各種スポーツ団体の育成や活動支援、指導人材の養成に努めます。

(2) - 2 総合型地域スポーツクラブの設立

市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、総合型地域スポーツクラブを設立し、その育成を図ります。

(2) - 3 スポーツ振興計画の策定

市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、スポーツ振興計画を策定します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
市内体育施設予約システムの構築	—	平成22年度
総合型地域スポーツクラブの設立	—	平成20年度
スポーツ振興計画の策定	—	平成20年度



4 文化の薫る地域の振興

現状と課題

本市には、県指定文化財3件をはじめ、数多くの文化遺産が所在しています。市指定文化財35件は早急な調査を実施し、それ以外の文化財についても多角的な調査が必要です。市内の文化財や伝統行事を把握し、広く情報発信し、後世へ継承していく必要があります。

また、市では、郷土先人の研究にも力を入れ、主に西山拙斎、阿藤伯海などについての研究を進めていますが、小野光右衛門など研究の待たれる先人が他にもみられます。今後これら偉人・先人の顕彰活動を図るとともに、史跡保存を含めた調査研究を行う必要があります。

次に、本市には文化協会が地域ごとに3つあり、上部団体として「市文化連盟」があります。今後は、4団体の連携・融和を図るとともに、より多くの市民が地域の垣根を越えて文化活動へ参加する機会を充実する必要があります。更に、それぞれの地域で盛んに行われてきた文化活動や芸術活動を継続・発展させるため、次世代へ継承する取り組みが重要です。

また、本市は国立天文台に隣接する岡山天文博物館という自然科学系の社会教育施設を有しています。近い将来、京都大学などによる3m級の望遠鏡の設置も予定されている中、天文学はもちろん、人類や生命をとりまく環境への理解や認識を深めるため、青少年だけでなく市民の生涯学習の場・環境保護の場として活用されるよう、市の重要な施設としてリニューアルや展示品の充実を図る必要があります。

本市は、日本の歴史公園100選に選定されたかもがた町家公園という歴史遺産があり、市の文化ゾーンの中核として、また青少年の教育施設・生涯学習の場として、更なる活用を図り、歴史公園100選という看板を活かして積極的にPRに努めていくことが重要です。

基本的方向

地域に残る貴重な文化財や歴史的建造物については、郷土の歴史を伝える貴重な財産として適切な保全に努めます。また、地域の歴史文化を次世代に継承するために、文化財の保護・活用・公開、郷土先人の研究や史跡の保存整備、伝説地の発信を図るとともに、既存の資料館の充実や各館（室）との連携を図るなど、各地域が培ってきた文化の薫る施策の展開を進めます。

更に、新たな文化を創造すべく、市内外の様々な地域・団体との文化交流を促進するとともに、これまで地域で盛んに行われてきた文化活動や芸術活動を継続・発展させるため、文化協会などの活動団体や活動者の支援や環境整備、指導者の育成に努めます。

また、平成22年度に岡山県で開催される国民文化祭に向け、市内にある文化団体との協力のもと文化・芸術活動を推進し、市民の参加意識と機運の高揚に努めます。

竹林寺山へ口径3m級の望遠鏡が設置されると、「天文のまち」として脚光をあびることから、市民がそれを認識できるよう、学校や生涯学習の視点からも岡山天文博物館の活用を促進します。また、現代の学習・観光需要に適した館の整備や運営の充実を図ります。

施策の内容

(1) 文化施設の整備・充実

市民が歴史や文化にふれることができ、文化学習活動の拠点となる文化施設・博物館・資料館施設のネットワークづくりや整備・充実に努めます。

また、先人の顕彰施設としての館や公園の保存・活用を積極的に進めます。

(2) 歴史・文化的資源の保全・活用

市指定文化財について現状調査を行い、その他の文化財については多角的な調査に努め、市の全体的な文化財のデータベース化を図るとともにこれらの保全に努めます。

(3) 文化・芸術活動の振興

(3) - 1 文化・芸術活動の促進

公民館を中心とした芸術・文化行事や文化祭などの開催による市民の芸術・文化活動への参加を進め、文化団体相互の交流と融和、市民文化の向上に努めます。

また、市文化連盟をはじめとする各種文化団体・グループの活動支援と国民文化祭の開催に向けて機運の醸成を図ります。

(3) - 2 国民文化祭事業の開催

平成20年に実行委員会を設立し、平成21年にプレ事業、平成22年に国民文化祭事業を開催し、市民の文化交流活動の一層の振興を図ります。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
文化協会の会員数 (3地域合計)	2, 147人	2, 400人

5 グローバルな感性を育む国際交流・理解

現状と課題

昨今の情報化の進展や社会生活全般に及ぶ国際化の進展に伴い、地方自治体における国際化施策は欠かすことのできないものとなっています。旧鴨方町においては、中国・高安市とオーストラリア・ティーツリーガリー市の2つの友好提携都市と友好交流を図ってきました。本市では、これらの2つの海外の都市との交流を核として事業を展開するとともに、近隣諸国との国際交流・理解の推進を図っていく必要があります。

また、地域の国際化という視点においては、地域社会との協働により、外国人にも住みやすい「多文化共生社会」の創造を目指していく必要があります。

そのほか、世界で活躍できる人材の育成を図るため、友好提携都市のある、オーストラリア及び中国への青少年派遣研修事業を実施しており、その充実・発展が課題となっています。

また、青少年の国際理解教育の推進のため、市内全ての小・中学校に国際交流員や英語指導助手を配置していますが、統一した指導マニュアルの作成が急務となっています。小学校の英語教育に関する学習指導要領の改正に伴い、小学校の英語教育に関する研究会を設立することも課題となっています。

基本的方向

友好提携都市である中国・高安市とオーストラリア・ティーツリーガリー市とは、行政や教育分野において積極的な交流を図っています。これらの交流を市全体に波及させるとともに、更にはその他の海外諸国・地域との相互理解の推進も目指します。

市国際交流協会をはじめ、市民との協働による国際交流・理解事業を進め、地域に根ざした国際化の推進を図ります。

また、市内小・中学校への国際交流員や英語指導助手の配置により、コミュニケーション能力の向上と国際理解の推進を図り、子どもたちが世界の中での日本を考え、世界で活躍できる人材となるよう、支援・育成していきます。このため、学校との連携により研究組織の設立等を図ります。

施策の内容

(1) 国際交流の推進

(1) - 1 国際交流事業の拡充

友好提携都市との相互交流や、中国文化交流フェスティバルなどの異文化交流事業を実施し、国際交流・理解を促進するとともに、海外からの研修員の受け入れなど、国際協力を行っていきます。

また、市や市内社会教育団体などへ国際交流員を講師として派遣し、国際理解の推を図ります。

(1) -2 国際交流協会との協働による地域の国際化の推進

市国際交流協会による地域社会に根ざした国際交流・理解活動を促進するとともに、協会との協働による地域づくりや人づくりを図ります。

(2) 国際的に活躍できる青少年の育成

(2) -1 青少年海外派遣研修事業

英語教育が重要視されている中、オーストラリアへの派遣は市民に浸透していると思われませんが、今後は、中国への派遣人数を増加させ、アジア諸国との交流の大切さを認識できるようにプログラムを展開します。学校においても、アジア諸国を含めた異文化理解教育を推進していきます。

(2) -2 国際理解教育の推進

市内全ての小・中学校に1名ずつ配置している国際交流員や英語指導助手について、今後は、学習指導要領の改正を考慮しながら、市の独自事業として、英語教育だけでなく、異文化理解・コミュニケーションも重視した事業を行っていきます。

そのため、小学校英語教育研究会の設立、市共通の指導マニュアル（英語版も含む）の作成、国際交流員の学校以外での積極的な活用を進めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
国際交流員の講師としての活用	0回/年	5回/年
国際交流協会会員数	100人	120人
英語指導市共通マニュアル作成	—	平成21年度
小学校英語教育研究会設立	—	平成19年度

6 人権の尊重・男女共同参画社会の確立

現状と課題

○人権の尊重

基本的人権を保障した日本国憲法に基づき、これまで人権に関する諸制度の整備や各種施策が推進されてきました。

しかし、今日もなお、外国人、女性、障害者、子ども、そして我が国固有の同和問題など人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっています。

また、最近ではインターネット上の差別書き込みなどのように匿名性と拡散性を特徴とする差別事象が発生するなど、人権問題は多様化、複雑化してきています。

本市では、人権教育推進協議会を組織し、人権教育推進体制を確立するとともに、指導者養成講座、自立促進事業、交流活動事業、幼小中PTA人権教育研修会などを市全域において実施しており、今後県の指針に準じて、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、各様々な分野の人権問題の解決に向けて、啓発・教育事業の継続・充実を図っていく必要があります。

○男女共同参画社会の確立

本市においては、これまで男女共同参画社会の実現を目指して、啓発講座の実施などの取り組みを行ってきましたが、社会の仕組みや生活習慣の中には、依然として固定的な性別役割分担意識が色濃く残っている現状があります。また、女性の就業機会の拡大とともに、職場における性差別の解消や仕事と家庭の両立支援など、男性にとっても働きやすい社会環境づくりが強く望まれています。

男女共同参画社会の形成には、推進体制の整備を進めるとともに基本計画策定のもと、一層の意識改革と政策・方針決定過程の場への女性の参画など、市民・事業者・行政が協働して推進することが求められています。

基本的方向

すべての市民の基本的人権が尊重される社会の実現を目指して、学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通して人権啓発・人権教育を推進していきます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに個性と能力を発揮し、ともに責任を担うまちづくりを推進するため、推進体制の整備を進めるとともに、一層の意識改革の推進と社会環境づくりのための諸施策に取り組みます。

施策の内容

(1) 人権啓発、人権教育の推進

同和問題をはじめ様々な分野の課題解決に向けて、人権教育推進協議会での議論を尊重しながら、関係機関、団体と連携して、人権啓発、人権教育の各種事業の継続・充実を図っていきます。

(2) 男女共同参画社会の確立

男女共同参画推進本部及び審議会を設置し、市民との協働による意識啓発と環境整備に取り組みます。また、男女共同参画推進条例を制定し、これに基づいた男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指します。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
人権相談開催回数	36回/年	36回/年
男女共同参画推進条例の制定	—	平成19年度
男女共同参画基本計画の策定	—	平成20年度
審議会等への女性登用率	21%	30%



第7章 市民、グループや組織の活動が活きいき輝くまち

1 市民参画の推進

現状と課題

市の広報紙及びホームページについては、合併時にそれぞれ創刊、開設しました。紙媒体である広報紙並びに増加するインターネット利用者への情報媒体としてのホームページの内容をともに充実させ、市民に対して行政情報のより積極的な公開に取り組んでいます。

また、幅広い市民の主体的な参画を進めるため、広報紙による「なんでも通信」やホームページによる「お問い合わせ」の設置を行い、意見要望への迅速な対応を目指しています。

そのほか、各種計画策定段階においては、市民ニーズの把握のためのアンケート調査や、策定段階における意見聴取のためのパブリックコメント*を実施し、市民がまちづくり活動に参画できる仕組みも取り入れているところです。

市民に開かれた市政運営のためには、今後、なお一層の市民参画と協働が不可欠であり、情報の速やかな提供体制と事業計画段階からの市民参画体制の整備への取り組みが必要です。

基本的方向

これからのまちづくりの推進にあたっては、幅広い市民の主体的な参画と協働が不可欠です。そのため、行政の持つ情報の積極的な公開や広報紙やホームページを充実させ、行政情報の即時提供と市民ニーズの把握と迅速な対応が可能となる公聴広報活動に努めます。

また、アンケートやパブリックコメントを実施するなど、市民がまちづくり活動に参画できる制度の拡充を図ります。事業の実施に当たっては計画段階から市民参画と協働を推進し、開かれた市政運営に取り組めます。

施策の内容

(1) 情報公開の推進

(1)-1 公聴広報活動の推進

広報紙における「なんでも通信」やホームページにおける「お問い合わせ」などを活用しながら、今後も公聴広報活動を推進していきます。

* パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

(1) -2 広報紙やインターネットなどによるPR

毎月発行（発行日は毎月1日）している広報紙については、各戸へ直接配布するほか、本庁舎・各総合支所などにおける配布用書棚の設置並びにホームページへの掲載を行っていますが、今後も市民への情報伝達・公開手段として充実させていきます。

ホームページについては、情報内容の随時更新を行いながら、CMS*（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入などにより、内容の充実を図っていきます。

(2) 市民との協働の推進

市民の幅広いニーズを取り入れるアンケート調査やパブリックコメントの実施など、市民の参画機会を拡充して、市民と行政が情報を共有し、ともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進めます。

(3) 地域の市民の「まちづくり」への意識向上

地域の各種団体や個人が参画・連携し、県のまちづくり支援事業を活用した講演会や絵葉書作成などの地域活性化の事業に取り組んでいる「大谷地区元気いっぱいまちづくり協議会」など、市民主導によるまちづくり団体の育成・強化を進めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標（H19～H23）
CMS導入	—	平成21年度
パブリックコメント実施要綱の策定	—	平成20年度
市民アンケート調査（総合計画）	実施	平成23年度 基本計画（後期計画）

* CMS：ホームページなどの運営・管理を効率良く行うためのシステム、またはそれを実現するソフトウェアの総称。プログラミングなどの知識が無い人でもホームページなどの作成・更新ができる。

2 まちづくりを担う市民組織の充実

現状と課題

近年、市民の流動化により市民相互の繋がりが希薄になっており、また、少子高齢化の進展により、世代間の連携も困難になっています。更に行政においても財政の硬直化により、以前のようなきめ細かなサービスを提供することが困難になりつつあります。

これらの課題を解決するために、以前のような行政主導から市民主導のまちづくりへ方向転換を図るとともに、市民と行政が協働して地域の諸問題に取り組む必要があります。

基本的方向

地域での活動を行うコミュニティ組織やNPO、ボランティアなどは、市民参画によるまちづくりの担い手です。

このため、地域のコミュニティ組織を支援するためコミュニティ組織相互の交流の場の提供や活動の拠点となる集会施設、広場の整備などを推進するとともに、地域行事を通じた市民相互の親睦とつながりを深める取り組みを進めます。また、地域で活動を行うNPO、ボランティアなどの団体の人材の育成を図り、団体間の情報の共有、協力関係を築くためのネットワーク化に取り組めます。

市民と行政が積極的に施策や課題について協議する場の提供など、市民がまちづくりへ関心を持ち、自ら進んで参画する意識の醸成を進めます。

施策の内容

(1) コミュニティ組織の充実と活動の支援

(1) - 1 人的・財政的支援制度の検討

人材の育成、情報の共有、協力関係の構築のための人的支援について検討するとともに、平成18年度より創設・実施している「地区交付金交付事業」を継続し、市内コミュニティ組織の自主的な活動を財政的に支援していきます。

(1) - 2 公会堂や自治会館など活動の場の整備

地域のコミュニティ活動の拠点施設である公会堂などの集会施設については、既存施設の修繕などを中心に進めながら、施設の機能充実を図っていきます。また、身近な憩いの場となる広場については、既存広場の設備充実により、地域の市民の交流促進に努めます。

(1) -3 コミュニティ組織の活動支援

コミュニティ推進協議会と連携し、市全体のコミュニティ活動の活性化や地域コミュニティ間の連携強化などの活動支援に取り組みます。

(2) ボランティア・NPOなどの育成と活動の支援

自ら活動しているボランティア、NPOの活動を行政として支援するため、情報交換などを行う場を提供するとともに、団体の人材育成に努めます。

また、ボランティア団体からNPOへの移行や団体間の相互連携についても支援していきます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
コミュニティ施設整備箇所数 (改修含む)	9カ所	累計60カ所
NPO数※	7団体	10団体

※NPO数の現況は平成18年9月1日現在





第8章 効率的で機動的な行財政の運営

1 効率的な行政運営

現状と課題

国の三位一体改革や少子高齢化などにより、地方行財政を取り巻く環境は厳しさを増すと同時に、地方分権の進展により、自治体が所管する事務も増大、高度化しつつあります。

こうした状況の中で、地方自治体は、行政組織の見直しを更に進めるとともに、施策や事務・事業の必要性や有効性を客観的に判断できる行政評価システムの確立、指定管理者制度の導入などをはじめとする民間活力の積極的な導入などにより、行財政改革の推進が求められています。

本市においても、財政の健全性を確保しつつ増大する行政需要に対応するため、行財政改革の断行が必要となっています。また、周辺自治体と連携し各種の事務・事業を共同処理している一部事務組合などの広域行政を活用し、より効率的・効果的な行政運営に取り組むことが課題となっています。

行政組織図

(平成18年4月1日現在)

浅口市

議会事務局					
部・支所	課				
企画財政部	総務課	企画振興課	情報政策課		
生活環境部	税務課	市民課	環境課		
健康福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	子育て支援課	高齢者支援課	健康推進課	
産業建設部	産業振興課	建設課	都市計画課		
上下水道部	水道課	下水道課			
	会計課				
金光総合支所	総務振興課	生活環境課	健康福祉課	産業建設課	上下水道課
寄島総合支所	総務振興課	生活環境課	健康福祉課	産業建設課	

浅口市教育委員会事務局

課	分室	選挙管理委員会
学校教育課	金光分室	監査委員
国際文化交流課	寄島分室	農業委員会
生涯学習課		固定資産評価審査委員会

基本的方向

本市を取り巻く社会・経済状況などの変化に適切に対応しつつ、市民のニーズに対応し、公正で効果の高い事業を実施していくため、行政評価システムの導入を進めます。

的確な事業・サービスを実現できるよう、行政組織の再編、適正な人員配置と組織の効率化・スリム化を図るとともに、市民ニーズに対応する専門的知識や技能を有する職員の育成・確保、政策形成能力の向上を図り、市民サービスの維持・向上に努めます。

更に、国・県や関係機関との協調、周辺自治体や一部事務組合との機能分担と相互補完による広域行政を推進し、圏域の一体的な行政能力の向上と発展を目指します。

施策の内容

(1) 事務・事業の効率的な実施

行政改革大綱・行政改革プランにより、効率的で効果的な行政運営に向けた、本市に適した行政評価システムの導入を行い、その適切な運用に努めます。

(2) 組織の効率化・スリム化

行政改革大綱・行政改革プランに基づいた適正な人員配置と組織のスリム化、組織管理体制の整備・再編により、本市に適した効率的で機動的な行政組織づくりを進めます。

(3) サービス向上、組織強化

人材の育成確保に向け、行政改革大綱・行政改革プランにおいて示す人材育成基本方針、研修要綱により、人材の採用、育成方法の検討を進め実施し、質の高い行政サービスの提供を目指します。

(4) 広域行政の推進

井笠圏域振興協議会や笠岡地区消防組合、井笠地区農業共済事務組合などの一部事務組合による各種事務・事業の共同処理により、効率的・効果的な行政運営に努めます。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
行政評価制度の導入	—	平成21年度
職員研修受講者数 (延べ人数)	80人/※	100人/年
人事評価制度の導入	—	平成21年度

※平成18年度見込み

2 健全な財政運営の推進

現状と課題

長引く景気の低迷により、歳入の根幹をなす税収の伸び悩みや、厳しい国の財政状況を反映した地方交付税の減額一方で、市民ニーズの多様化などにより行政需要は高度化し増大しており、本市の行財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

今後、徹底した経費の削減、合理化を図り、経常経費の抑制に努めながら政策的経費の増加を図るよう、財政構造の弾力性の確保と健全財政の維持が求められています。

基本的方向

国が進める地方財政改革に適切に対応できるよう計画的な財政運営に努めるとともに、受益と負担のバランスや公平性、公共性に配慮し、また新たな企業の誘致などの積極的な推進により自主財源の確保に努めます。

また、財政基盤の安定・強化を図るとともに、アウトソーシング*など民間活力の導入をはじめ行政コスト削減のための様々な取り組みを行い、健全で効率的な財政運営を図ります。

施策の内容

(1) 健全で効率的な財政運営

徹底した経費の節減と合理化に努め、限られた財源の効果的な配分に努め、効率的な財政運営に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

企業誘致や産業振興によって自主財源の確保に努め、また市税徴収対策としての滞納繰越分の整理による増収や、各種使用料、手数料の適正化に努め財政の健全化を進めます。

(3) 行政コスト削減

合併によるスケールメリットを享受するため、類似事業の整理統合を図るとともに、アウトソーシングなど民間活力を導入するなど事務の効率化に努め、経常経費の縮減を図ります。

* アウトソーシング：経費削減や基幹業務に集中する為に専門的能力・ノウハウを持った業者に外注すること。

成果指標

指標の名称	現況	目標 (H19~H23)
経常収支比率*	88.4%	85.0%
実質公債費比率*	13.2%	12.0%
地方債残高	11,566,014千円	11,000,000千円
基金残高	2,978,179千円	3,000,000千円
徴収率 (現年度分)	97.9%	98.0%

* 経常収支比率：地方自治体の財政の弾力性を示す指標。数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。

* 実質公債費比率：自治体の財政健全度を示す新たな指標。標準的な財政規模に占める借金返済額の割合。数値が高いほど、財政の悪化度が高い。



資料編

ASAKUCHI
CITY

総合計画策定経過

平成18年

6月～7月	基礎資料収集等
8月下旬～9月上旬	市民アンケート調査（18歳以上市民、無作為抽出2,000名）
9月4日	総合計画策定プロジェクトチーム設置
9月20日	総合計画策定ワーキンググループ設置
9月25日	総合計画策定プロジェクトチーム会議
10月18日	総合計画策定ワーキンググループ会議
10月18日～11月1日	総合計画策定に係る施策調査
10月27日	第1回総合計画審議会（諮問）
11月16日～11月22日	基本構想案検討（プロジェクトチーム）
11月29日～12月7日	基本計画案検討（プロジェクトチーム、ワーキンググループ）
12月18日～12月20日	基本構想案・基本計画案検討（プロジェクトチーム）
12月26日	第2回総合計画審議会

平成19年

1月5日	岡山県との協議開始
1月10日～1月24日	総合計画市民提案（パブリックコメント）募集
1月29日	市議会全員協議会へ策定状況報告
1月23日・2月9日	岡山県から意見回答
2月16日	第3回総合計画審議会
2月20日	市議会全員協議会へ策定状況報告
2月20日	岡山県との協議完了
3月1日	第4回総合計画審議会（答申）
3月6日	市議会全員協議会へ策定状況報告
3月6日	市議会に基本構想上程
3月14日	基本構想議決

浅口市総合計画審議会条例

平成18年3月21日

条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浅口市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、浅口市総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 一般住民

(3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任又は解嘱をされるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

浅口市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
田口 桂一郎	浅口市議会 議長 【会長】
井上 邦男	浅口市議会 総務文教常任委員会委員長
大西 洋平	浅口市議会 民生常任委員会委員長
青木 光朗	浅口市議会 産業建設常任委員会委員長
守屋 靖	浅口市コミュニティ推進協議会 会長
山下 康朗	浅口市消防団 団長
遠山 道子	ヘルスポランテニア（金光）会長
原田 玲子	愛育委員 代表
田中 美智子	浅口市婦人協議会 会長 【副会長】
武田 きよみ	知的障害者更生施設「あお空」施設長
吉岡 貴美	主任児童委員
矢川 暎	浅口商工会 会長
瀬良田 信雄	浅口市教育委員会 委員長
中村 朋光	岡山西農業協同組合鴨方支店 支店長
川崎 寛	寄島町漁業協同組合 組合長
山本 哲之進	岡山県備中県民局協働推進室長
大室 照明	浅口市助役
生 宗重信	浅口市助役

浅口市総合計画策定プロジェクトチーム員名簿

氏名	職名	備考(所管課等)
虫上 敬一	企画財政部長	【総括者】 総務課、企画振興課、情報政策課、 (議会事務局、会計課)
柚木 忠明	教育次長	【副総括者】 学校教育課、国際文化交流課、生涯学習課、 金光分室、寄島分室
横山 義恵	生活環境部長	税務課、市民課、環境課
藤澤 快眞	理事 (健康福祉部長)	社会福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、 健康推進課
高田 實則	産業建設部長	産業振興課、建設課、都市計画課
流尾 広秋	上下水道部長	水道課、下水道課
田村 諭	金光総合支所長	総務振興課、生活環境課、健康福祉課、 産業建設課、上下水道課
鈴木 雅次	寄島総合支所長	総務振興課、生活環境課、健康福祉課、 産業建設課

(平成18年12月12日現在)

浅口市総合計画策定ワーキンググループ員名簿

氏名	職名	所属名
平田 貴俊	主事	総務課
笠原 浩一	課長補佐	企画振興課
垣内 長	課長	情報政策課
藤井 まさえ	課長補佐	税務課
松田 貴久恵	課長補佐	市民課
船越 宏	主幹	環境課
片山 幸夫	課長補佐	社会福祉課
小野 浩	課長補佐	子育て支援課
佐能 三保子	課長補佐	高齢者支援課
小坂 和江	課長補佐	健康推進課
田辺 義博	課長補佐	産業振興課
中浜 辰男	課長	建設課
井上 聡	課長補佐	都市計画課
高橋 和久	主任	水道課
新田 直哉	主幹	下水道課
中塚 紀美子	課長補佐	学校教育課
大橋 由武	主事	国際文化交流課
原田 英明	課長補佐	生涯学習課
齋藤 利充	主事	教育委員会金光分室
田中 有正	主査	教育委員会寄島分室
元谷 三恵子	課長補佐	金光総合支所総務振興課
川手 泉	課長補佐	金光総合支所生活環境課
中村 啓子	課長補佐	金光総合支所健康福祉課
原田 佳久	主事	金光総合支所産業建設課
岡部 泰英	課長補佐	金光総合支所上下水道課
大島 永太郎	係長	寄島総合支所総務振興課
小林 喜代	課長補佐	寄島総合支所生活環境課
黒川 満孝	課長	寄島総合支所健康福祉課
山本 峯廣	課長補佐	寄島総合支所産業建設課

浅 企 第 791 号
平成18年10月27日

浅口市総合計画審議会
会長 田 口 桂 一 郎 殿

浅口市長 田 主 智 彦

浅口市総合計画（素案）について（諮問）

このことについて、浅口市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求め
ます。

平成19年3月1日

浅口市長 田 主 智 彦 殿

浅口市総合計画審議会
会長 田 口 桂 一 郎

浅口市総合計画（素案）について（答申）

平成18年10月27日付け、浅企第791号で本審議会に諮問のあった、浅口市総合計画
（素案）について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は適当であると認め、下記の意見を付し
て答申します。

記

- 1 計画の実現については、市民の意見を十分尊重し、市民の理解と協力、参加を得ながら、行
政と市民が一体となって推進するとともに、国、県等関係機関と緊密な連携のもとに、浅口市
のめざす将来像の実現に努められたい。
- 2 事業の実施にあたっては、効率性や緊急性を十分勘案し、健全な財政を維持しながら計画的
に実行し、市民の福祉向上につながるよう努力されたい。

アンケート調査結果概要

総合計画を策定するにあたり、市民の意見を幅広く反映させるため、市民アンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

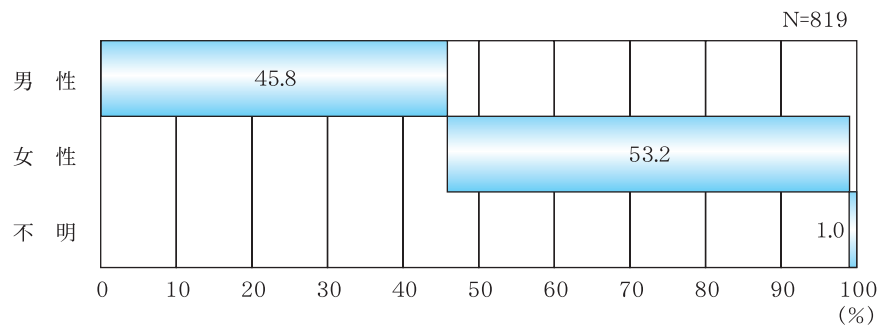
1. 調査の概要

調査対象及び配布数	18歳以上の市民から無作為抽出で2,000名
実施時期	平成18年8月下旬～9月下旬
回収数	830票（内有効回答数：819票）
回収率	41.5%

2. 回答者の属性

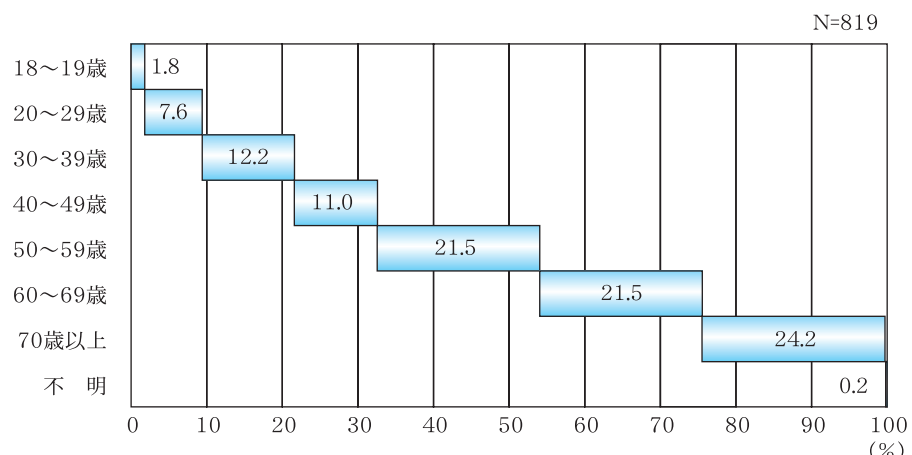
2-1 性別

「男性」45.8%に対して「女性」が53.2%で、やや女性が多い。



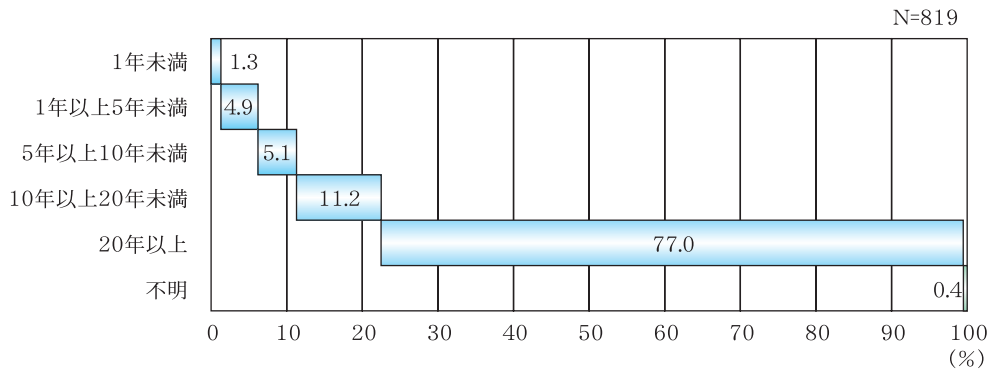
2-2 年齢

「70歳以上」が24.2%と最も多く、次いで「50～59歳」と「60～69歳」が21.5%、「30～39歳」12.2%の順である。



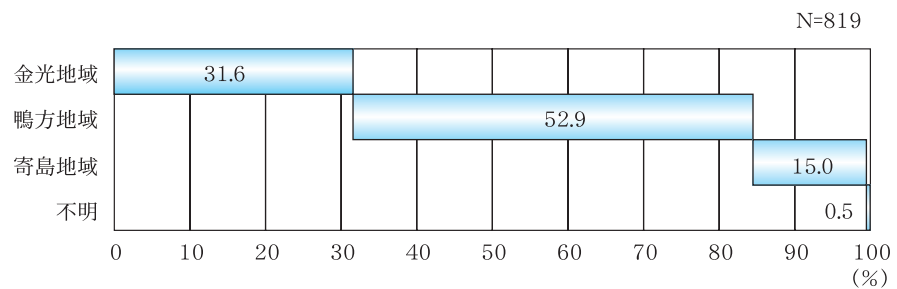
2-3 居住年数

浅口市での居住年数については、「20年以上」が77.0%と最も多く、これを含め、住み始めて10年以上の人が88.2%を占める。



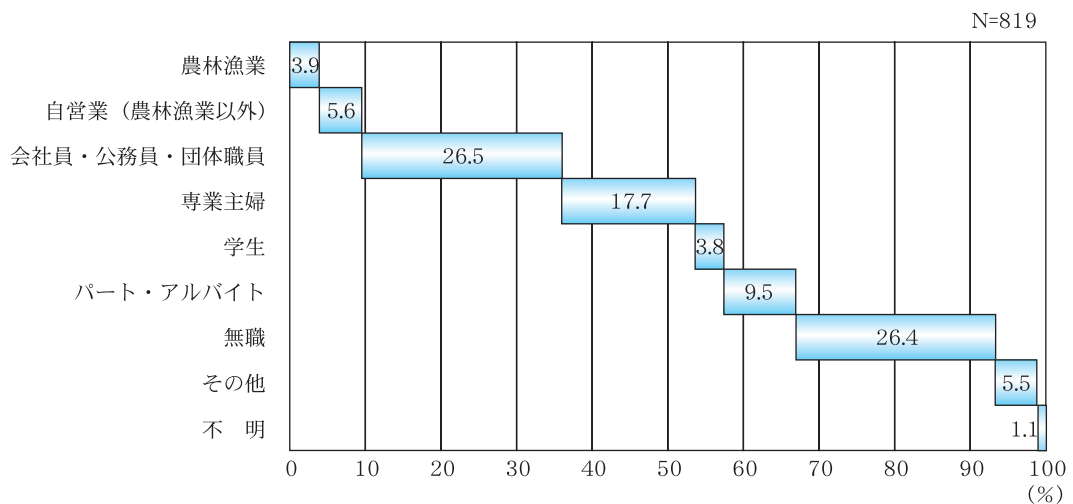
2-4 居住地域

「鴨方地域」が52.9%と最も多く、次いで「金光地域」31.6%、「寄島地域」15.0%の順である。



2-5 職業

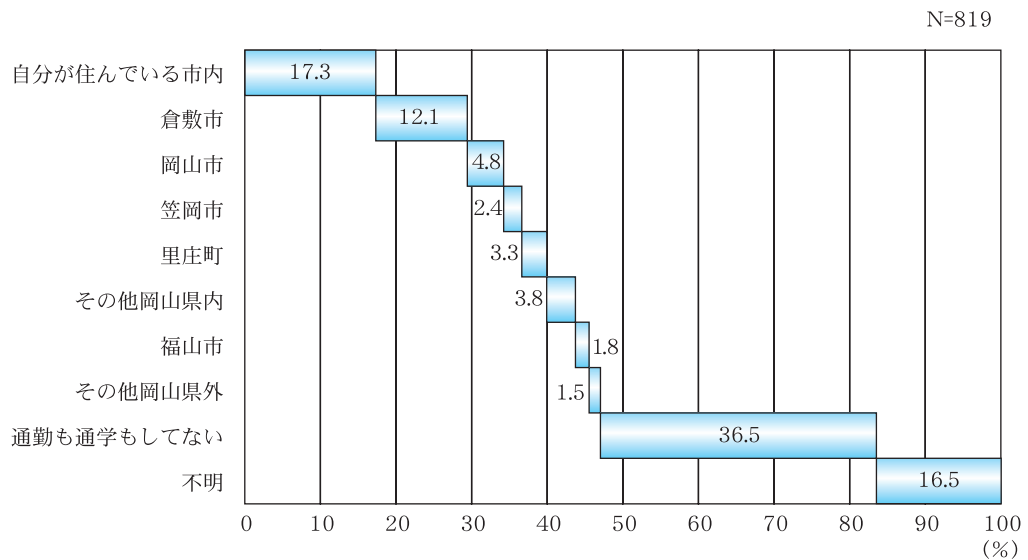
「会社員・公務員・団体職員」が最も多く26.5%、次いで「無職」26.4%、「専業主婦」17.7%の順である。



2-6 通勤・通学先

回答者の36.5%が「通勤も通学もしていない」。

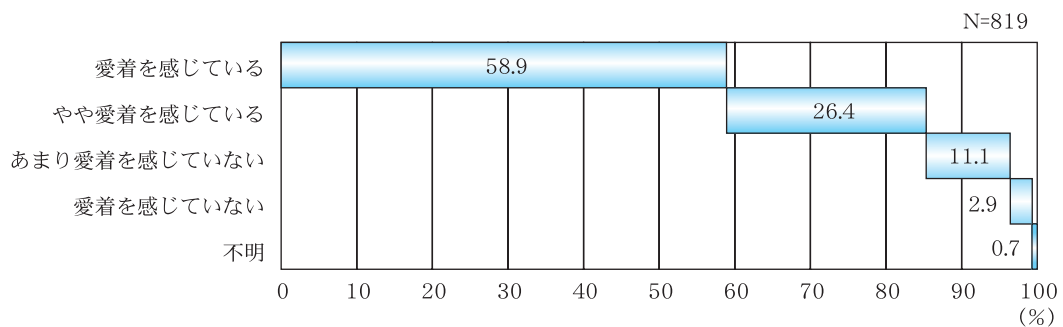
「自分が住んでいる市内」に通勤または通学している人は17.3%で、浅口市以外の岡山県内に通勤又は通学している人は、26.4%を占める。



3 . 居住地域への愛着度

「愛着を感じている」58.9%と「やや愛着を感じている」26.4%を合わせた85.3%が、今住んでいる地域への愛着を感じている。

「愛着を感じていない」2.9%と「あまり愛着を感じていない」11.1%を合わせると14.0%の人は、愛着を感じていない。

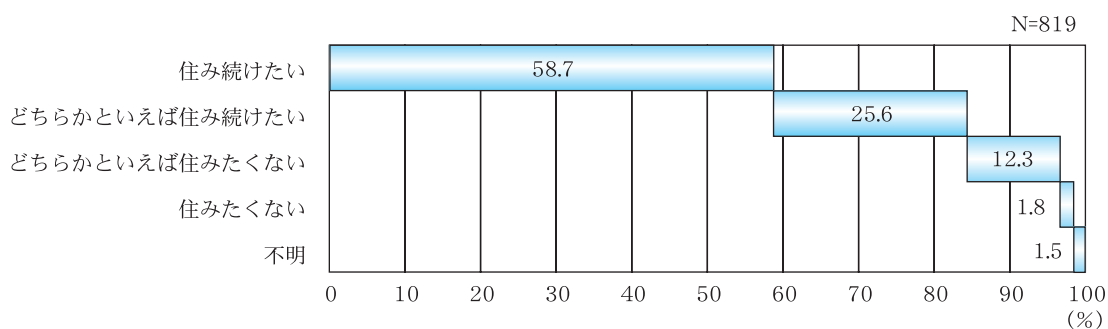


4. 居住意向

4-1 今後の居住意向

「住み続けたい」58.7%と「どちらかといえば住み続けたい」25.6%を合わせた84.3%が、今後も今住んでいる地域に居住意向がみられる。

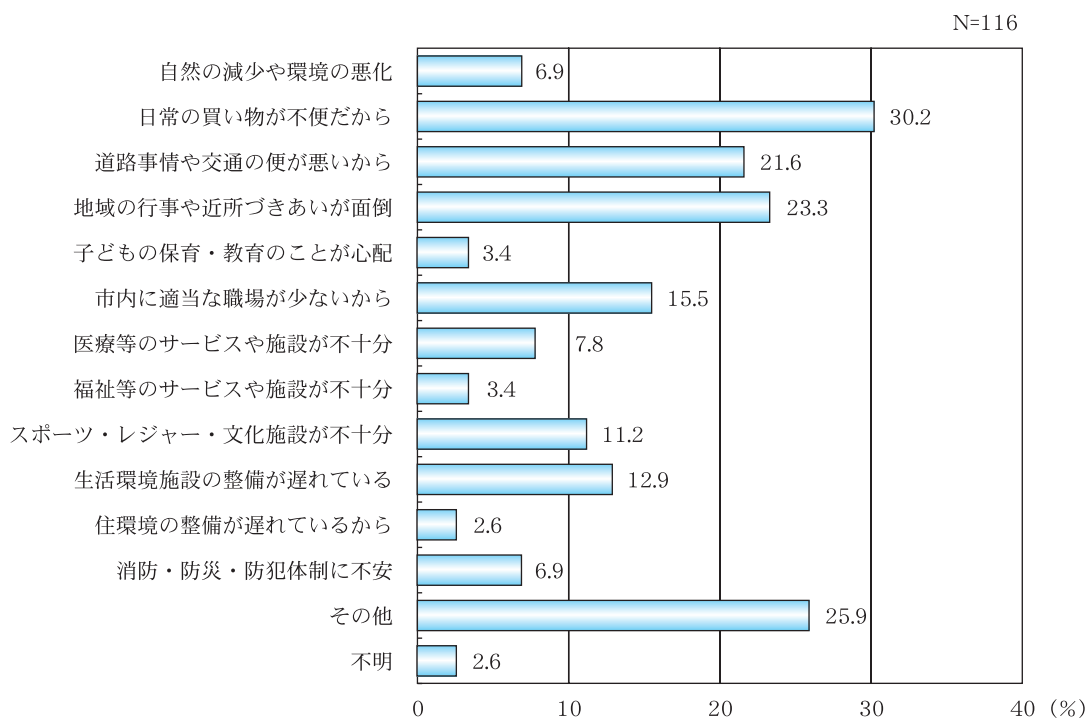
居住意向がない人は、「住みたくない」1.8%と「どちらかといえば住みたくない」12.3%を合わせた14.1%であった。



4-2 居住意向がない理由

居住意向がない理由としては、「日常の買い物が不便だから」30.2%が最も多く、次いで、「地域の行事や近所づきあいが面倒」23.3%、「道路事情や交通の便が悪いから」21.6%等である。

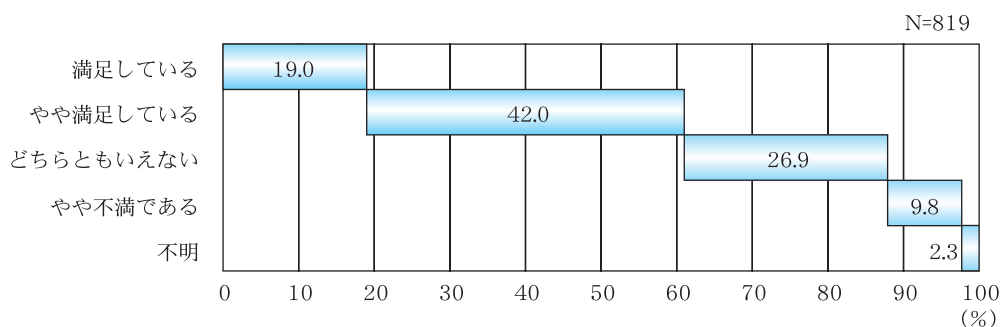
「その他」も25.9%を占める。その内容については特に偏った意見はみられず、既に市外へ転出意向がある、高齢者に優しいまちではないから、等々の意見がみられる。



5. 浅口市の暮らしやすさ

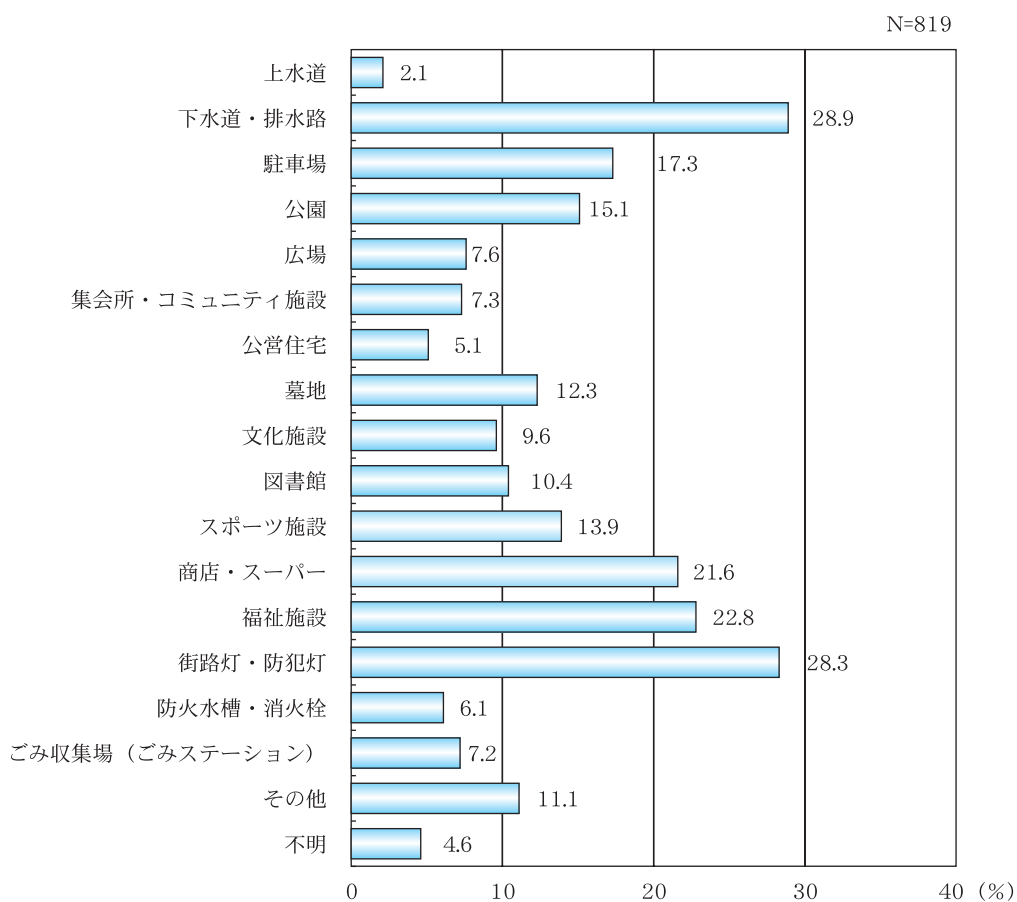
「満足している」19.0%と「やや満足している」42.0%を合わせた61.0%は、浅口市の暮らしやすさを肯定的に評価している。

否定的評価である「やや不満である」は、9.8%と少数である。



6. 身近で整備が必要な施設

必要とされる施設整備としては「下水道・排水路」28.9%が最も多く、次いで「街路灯・防犯灯」28.3%、「福祉施設」22.8%等である。





平成 19 年 3 月発行

発行 / 浅口市

編集 / 浅口市企画財政部企画振興課

〒 719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

TEL 0865-44-9034

ホームページ <http://www.city.asakuchi.okayama.jp/>
